
平成22年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成22年6月18日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成22年6月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君

書記 ————— 本 田 秀 和 君
書記 ————— 加 藤 潤 君
書記 ————— 吉 持 美 奈 子 君
書記 ————— 野 口 順 子 君
書記 ————— 野 口 和 美 君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文 君 副町長 ————— 藤 友 裕 美 君
教育長 ————— 永 江 多 輝 夫 君 病院事業管理者 ————— 田 中 耕 司 君
総務課長 ————— 森 岡 重 信 君 財政室長 ————— 唯 清 視 君
企画政策課長 ————— 長 尾 健 治 君 地域振興統括専門員 ——— 仲 田 憲 史 君
税務課長 ————— 分 倉 善 文 君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 稲 田 豊 君 病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝 君
健康福祉課長 ————— 前 田 和 子 君 保健対策専門員 ————— 櫃 田 明 美 君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文 君 上下水道課長 ————— 頼 田 泰 史 君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 農業委員会事務局長 ——— 真 壁 紹 範 君
監査委員 ————— 須 山 啓 己 君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） 開会前の互礼をいたします。起立をお願いします。おはようございます。
ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達して
おりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。
12 番、秦伊知郎君、13 番、亀尾共三君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次、質問を許します。

6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） おはようございます。6番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

質問の前に、このたびの宮崎県の口蹄疫につきましても、関係者の方々の厳しい現実の中での御努力、御心痛、衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い終息を日々願っております。

では、質問に移らせていただきます。

このたびは、5項目について通告をしております。前半は、3月定例会において付議案件にかかわる提案理由説明の中からの質問でございます。

今年度が3カ月を経過した現時点での状況の説明を求めるものでございます。では、22年度予算編成の特徴的な点の説明の中、まず最初に上げられております町の未来を語る集落座談会についてお尋ねいたします。

この集落座談会は、1月より取り組まれ継続的に実施していくとのことでした。初めてマニフェストを掲げての選挙を戦って当選されてより1年半が経過した現在、町長みずから直接に町民の声を聞かれることはとても有意義に思います。そこで、次の5点についてお伺いいたします。提案説明と重なるところもあると思いますが、いま一度よろしくお願い申し上げます。

1点目は、なぜこの集落座談会を考えられましたか。2点目、座談会開催集落は、どのような基準で選定されましたか。3点目、現在まではどこの部落に出かけられましたか。4点目は、どのような質問が出ましたか。5点目、その中で今後の課題はどのようなものでしょうか。

次に、学童保育についてお尋ねいたします。

学童保育を利用することのできる学年につきましては、旧西伯、旧会見が合併した当時の議論が思い出されます。問題となりました4年生は、子供の成長過程と保護者の家庭の状況との考え方により判断の分かれるところでありました。経過措置として猶予期間が設けられました。このたび、3月議会定例会における議案提案理由説明において、受け入れ学年の引き上げの要望があることから、運営検討会を立ち上げたいとのことございました。そこで、次の2点についてお

伺いたします。

1、現在はどのような状況ですか。2、検討結果の判断はいつごろ出されますか。

3項目めでございます。子育て支援センター事業あいあいについてお尋ねいたします。

この事業は補助事業であり、事業終了につき廃止して、今後は各保育園での行事として適時対応したいとのことでした。前年度は、すみれ保育園で実施されて多くの参加者があり、保護者に喜んでいただいていたと思います。そこで、今年度における具体的な計画をお尋ねいたします。

4項目めは、総合スポーツクラブにおいてお尋ねいたします。

昨年3月議会において、社会体育の環境整備と施設整備について一般質問をいたしました。その中では、平成12年度に策定された国のスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための重点施策として、各市町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目指すというものでした。この総合型地域スポーツクラブがその目的を達成するために必要な活動拠点として、総合福祉センターしあわせを考えているとのことでした。そして、検討会を設置し、学校教育との関連も検討項目に加えながら具体的な姿を描いていく作業に取りかかりたいとのことでした。今年度は、財的支援、人的支援もなされておりますので、次の2点についてお尋ねいたします。

1点目は、現在どのような議論がなされていますか。2点目、今後のスケジュールをお聞きいたします。

5項目、最後は、文化財資料保管についてお尋ねいたします。

既に全戸配布になっております「ふるさと史跡めぐり」の発行や、ふるさとガイドの養成の誕生などの背景にあった多くの文化財資料を活用して、小・中学校で郷土を学ぶ副読本の作成を提案いたしました。これは、平成19年12月議会のことでしたが、今年度より、ふるさと学習副読本として誕生し、先日偶然私も少しだけ拝見いたしました。これは、小学校の中学年用、高学年用、そして中学生用とそれぞれの学年に応じて使用されるとのことでした。私が想定していた以上の充実した立派な副読本であり、関係者の方々のこれまでの御努力に御尽力に敬意と感謝を申し上げます。しかし、一方これらのもととなった大切な多くの資料がどのような状況なのかよくわかりません。今日ある私たちを深く知るためにも大事な資料です。これらは、悪気はなくてもそのまま手つかずであれば、年月とともに虫食いなどによる損傷や散逸などによる喪失のおそれがあります。そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目、文化財資料の保管状況と今後の対応をお尋ねいたします。

2点目です。今年度は近代遺産の法勝寺電車など産業歴史物についても調査し、資料収集など

の目標を掲げておられます。この法勝寺電車につきましては、愛着を持っておられる方が多いと聞き及んでおり、現在は西伯小学校に置いてはありますが、どのようなお考えかをお尋ねいたします。

3点目、町立図書館に南部町コーナーのスペースが設けられないでしょうか。町史を初め、毎月発行されています広報「なんぶ」、そして史跡めぐり、南部町出身者による著作出版物、了解がいただけた自分史など、貸し出しを伴うものや観光、特産物などの解説もあれば南部町をより深く知ることができると思います。

以上、5項目にわたってこの場での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

最初に、町の未来を語る集落座談会でございます。これは正式には、町長とあすの南部町を語る懇談会という名称で、本年1月から準備をし、2月に全集落の区長様に御案内を差し上げ、取り組みを始めたものでございます。各集落の区長様に懇談会の御案内をいたしました時点では、どの程度の開催希望があるかは未知数でございましたけれども、現在まで次々にお申し込みをいただきまして、町民の皆様への町行政に対する関心の高さというものを改めて実感し、うれしい気持ちで、あわせてまた責任の重さを痛感しておりますのでございます。

まず、1項目めでございます。なぜ、この懇談会を考えたかという御質問でございます。

南部町は昨年10月、合併5周年を迎えました。この間、町民の皆様への御理解と御協力に支えられて、町政を進めてまいりましたけれども、この合併5年を一つの区切りとして、より多くの皆様への御意見をお聞きしたいと、このように考えました。また、国政においては昨年の夏の政権交代やその後の政局の変化など、その激動は南部町も少なからず影響を受けております。経済不況や雇用情勢の悪化など住民の皆様を取り巻く不安を和らげ、安心感を持って暮らしていただくためにも町のさまざまな施策を浸透させ、より効果的に実施できるように御説明したいと、このように考えて懇談会を計画させていただきました。

次に、開催集落はどのような基準で選定したのかというお尋ねですが、これは先ほど申し上げましたとおり、全集落対象に御案内を差し上げております。開催の希望をいただいた集落に日程の調整をさせていただいて出かけておるという実態でございます。

さらに、現在までどこの部落に出かけたかということでございますけれども、2月に赤谷、二榎、落合上・下、4月には大河内、笹畑、円山、三崎、5月には倭、法勝寺6区、金田にお呼びをいただきまして、4カ月で11集落出かけさせていただきました。また、2月と3月に入蔵と上鴨

部のいきいきサロンにもお呼びいただきました。6月はいずみと下阿賀に既に出かけさせていただきまして、今議会終了後に上阿賀、田住、原、御内谷からの開催希望をいただいております。

町長公務などとの調整がありますが、今後も月に二、三集落のペースで開催させていただけたらと考えております。

次に、どのような質問が出たかということでございます。会の冒頭には、まず町長より今年度の重点施策の予算や内容についての御説明させていただきまして、その後の参加者の皆様から御意見をいただく懇談会方式で行っております。いただく御質問や御要望は、施策についてのもの、御自身や集落に係るものなどさまざまでございます。

具体的には、生活道路の改良や農地整備への補助事業があるかないかというようなこと、あるいは福祉制度や教育についてなど多方面にわたる御質問や御要望はあります。もちろん緊急性の高い事案につきましては、すぐに協議対応して、結果を関係集落にお返すようにしております。職員や役場の対応についての厳しい御意見もちょうだいする場合がありますけれども、それらは町行政にとって貴重な糧として真摯に受けとめさせていただきまして、改善につなげるように努めております。

また、西伯病院の陶山副院長にも同席いただくわけでございますけれども、同席をいただいた集落におきましては、西伯病院のより細やかな取り組みについて説明をしていただきまして、西伯病院への御理解を深めていただく機会となっております喜んでおります。

この懇談会は私にとりましても各集落の高齢者の御様子や、皆様が頑張っておられることを直接伺うことができ、大変よい機会となっております。

最後に、今後の課題はどのようなものかというお尋ねですけれども、各集落からお聞かせいただいた御要望にすべておこたえをするということは、大変難しい状況であります。地域で対応していただきたいことと行政すべきことの的確な振り分けと、関係する情報の迅速な発信が重要だと考えております。

この懇談会でいただいた貴重な御意見を可能なものは、今後の町の施策に取り入れていけるよう、7つの地域振興協議会や各団体との連携も図りながら検討してまいります。

また、懇談会の計画をされていない集落の皆さんにも、ぜひ開催について御検討をいただきますようお願いをして答弁いたします。

次に、学童保育についてでございます。3月議会定例会における議案提案理由の説明において、放課後児童健全育成事業について運営検討会を立ち上げてはと思っていると、こう述べさせていただいております。放課後児童クラブの現状を申しますと、町内に2カ所の施設を設けており、通

年利用として合計100名の児童が利用しております。受け入れ学年は3年生までであり、学校休業期間中については、4年生までの児童についても受け入れておるところであります。時間については、平日が午後2時から6時まで、第1・第3土曜日が午前8時から午後6時までとなっております。現在、指導者は1日4時間、週5日勤務が12人、1日4時間未満、週5日未満の勤務の方が6人でありまして、このほか長期休業期間中に複数名の方をお願いして実施しておるところです。

放課後児童保育は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない低学年の児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的に開設をしております。

クラブの利用は年々増加傾向にあり、またそのニーズも多様化をしております。特に終了時間の延長と対象学年の拡大についての要望が多いところでもあります。現在の開設時間や対象学年については、全国的に見ても一般的なところではありますけれども、終了時刻については延長傾向にあって、学童保育がより一層その役割の重要性を増しているというように言えると思います。

しかしながら、時間延長については指導員の確保、及び勤務時間の延長が必要であります。また、これに伴っての財源確保などの課題が多くあります。指導員については、長期にわたり勤務されている方も多いのですが、条例に基づき非常勤職員の更新は2回を超えることができないと規定をされております。現状のままでは指導員の確保がますます困難となる状況にあります。

議員御質問の検討委員会について、現在どのような状況かということでございます。3月本会議においては、要望におこたえするために必要な指導員の確保については行政のみではなく、地域住民の皆さんのお力をおかりして地域全体で見守ることや、PTAの皆さんの協力を得る方策など抜本的な検討が必要ではないかと考えて、運営検討委員会を立ち上げてはと述べさせていただきました。検討委員会を立ち上げるには至っておりませんが、指導員の方との話し合いや近隣町村で特徴的な取り組みを行っている市町村への視察を行っているところであります。全国的な調査を見ますと、始まったときからの流れをくみ、公設公営の施設が約4割を占めているものの、その割合は年々減少傾向にあり、かわって公設民営の形態をとるものが年々増加し、ほぼ同数となっております。時間の延長のほか、学年を引き上げることとなると、対象者がふえることが予想され、指導員の確保のほか、開所の場所の不足、補助対象として大規模化を防ぐための取り組み、いわゆる分割というようなことですが、そういうことが必要となることから、多方面からの検討が必要となってきます。このことから御質問2点目の検討結果の判断はいつかということにつきましては、いましばらく時間をいただきたいと思います。

次に、子育て支援センター事業についてでございます。子育て支援センター事業は、平成11年度から平成21年度まで、鳥取県地域子育て支援拠点事業費補助金により、すみれ保育園において実施しておりました。議員がおっしゃいますとおり、この事業が平成21年度をもって終了しましたが、町の子育て支援事業としては、今年度も町の単独事業で継続して実施しております。本年度から利用者の方からの御希望もあり、子育て支援行事を町内4園で各3回ずつ実施することといたしました。内容としては昨年同様、季節に合わせた工作や運動、遊びなどを行うことにより、子育て親子の交流の場を提供し、子育てなどに関する相談、援助も行ってまいります。

昨年度の実施状況は、実施回数が18回、延べ参加人数は保護者が133人、子供が153人の計286人でございます。1回当たりの平均人数は16人程度で、家庭数は7家庭程度でございます。今年度は4月、5月と2回のみの実施ですが、1回当たり22人程度、10家庭の利用がなされております。平成21年度利用家庭は26家庭で、このうち13家庭は既に保育園に入所されており、7家庭が引き続き利用されております。今年度から新たに参加された家庭が13家庭あり、これまで行っていなかったつくし保育園で実施した行事から多くの方に参加いただいております。子育て支援行事の実施場所を4園の持ち回りにしたことで、より自宅に近い身近な保育園で行事に参加することができるようになりまして、多くの家庭へ行事参加のきっかけができたのではないかと考えております。

今後は、さくら保育園、ひまわり保育園での行事開催も行いますので、より多くの御家庭に子育て支援行事に参加いただけるのではないかと思います。

あいあいの参加者の多くは未就園の子供たちです。行事に参加することで、子供たちが入園する保育園を見ることができて、就園までに子供たちや保護者が園に親しむことのできる場の提供にもつながっていると思います。今後とも多くの人に参加いただけるような取り組みを進めてまいります。なお、行事の計画については、南部町ホームページにあいあいの予定を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

総合スポーツクラブについてと文化財資料保管については、これは教育長の方から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、総合型地域スポーツクラブについての御質問であります。当該クラブの開設につきましては、議員の御質問にもございましたように、平成12年度に策定をされました国のスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための重

点施策として、2010年までに全国の各市町村において少なくとも一つは総合型クラブを育成するという目的に基づき、本町でも取り組もうとするものでございます。

具体的には、いつでもどこでもだれもが自由なスタイルでスポーツができる環境を町の中に整備をするということでございます。こうした観点から、町内のスポーツ事情を見回してみますと、スポーツをする子としない子の二極化が進んでいるように聞いておりますし、特にスポーツ部活動に所属をしない中高生にはスポーツをする機会がほとんどないのではないかと感じております。

体育協会など地域のスポーツサークルやチームの多くは、メンバーが固定化をし、高齢化も進んでいるように見えます。住民だれもが気軽にスポーツ活動を楽しめる環境とはなっていないのが現状のように考えております。

一方、少子高齢化など社会が急激に変化する中で、他人とのコミュニケーション不足による子供たちの社会性の欠如や、高齢者の医療費の増大など解決すべき社会問題や課題も少なくはございません。

こうした本町の現状を踏まえ、その課題の解決を図るための一方策として、総合型地域スポーツクラブの開設に向け取り組んでいるところでございます。

さて、現在どのような議論がなされているのかというお尋ねでございます。これまでもお答えしておりますように、平成20年度に10名の委員さんから成る検討会を立ち上げ、先進地視察や基本的事項の研修会、各スポーツ団体からの聞き取り等に取り組み、さまざまな角度から協議を重ねてまいりました。その結果、具体的に取り組んでいくべきではないかとの結論に至りました。そこで、今年度は日本体育協会の総合型地域スポーツクラブ創設支援事業の手続を行い、事業決定をいただきましたので、120万円の予算で具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

取り組みの現状でございますが、これまでの検討会を発展的に解消し、新たに20名程度から成る設立準備委員会の立ち上げを現在準備をいたしておるところでございます。設立準備委員会では、検討会の方向性をもとに、その目的や基本方針の確認は当然のことといたしまして、具体的な拠点施設をどう位置づけるのか、中核となる人材をどう確保するのか、クラブ運営資金の調達はどうするのかなどなど、先進事例にも学びながら具体化を目指して進めてまいりたいと考えております。

年度末の人事異動によりまして担当者が変わりましたので、少し年度当初、足踏みをした感がございますが、早く取り戻せるように努力をしてまいりたいと思っております。

設立準備委員会は、毎月1回程度の開催を考え、関係者による先進地視察研修、スポーツクラ

ブの啓発講演会、総合型地域スポーツクラブを具現化した体験イベント等にも取り組んでいきたいと考えております。

設立目標時期としましては、平成24年度を念頭に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導、御支援賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、文化財資料の保管状況についてお答えをしております。文化財資料には古文書を中心とする資料、埋蔵文化財発掘調査で出土しました土器と、さらには民俗文化財と呼ばれる民具等がございます。これらの保管状況についてであります。古文書等につきましては現在、基本的には祐生出合いの館の収蔵庫に保管をいたしておりますが、一部旧会見町で保管をいたしました近世の絵図等につきましては天萬庁舎の書庫で保管をいたしております。

埋蔵文化財調査で出土しました土器等につきましては、その遺跡の特徴を示す遺物、言いかえますと発掘調査報告書に掲載をされた土器等につきましては、専用のコンテナで町内の文化財倉庫に保管をいたしております。

次に、民具等についてでございますが、旧西伯町が収集し、旧法勝寺高校の桜花塾に収蔵されていたものは、施設の解体に伴い西伯分館裏の倉庫に移動いたしました。また、旧会見町が収集したのにつきましては、ひまわり保育園横のプレハブ倉庫に収納している状況でございます。

しかしながら、いずれの保管状態も十分とは言えないのが現状でございます。古文書等については、祐生出合いの館で保管していますので、ある程度の保存環境は整っていますが、その分量は限界を超えております。そのため、天萬庁舎で保管をしています絵図等を同じ場所に保管できないのが現状でございます。また、天萬庁舎での絵図等の保管に際しましては、湿気等による腐敗を防ぐため、中性紙で加工した段ボールに入れてはおりますが、同様の絵図が祐生出合いの館にもありますので、散逸を防ぐためにも同じ場所での保管が望ましいと考えております。したがって、古文書等の保管につきましては、祐生出合いの館の収蔵庫の拡張を含め、新たな保管場所の確保を考えていかなければならないと認識をいたしております。

民具等につきましては、既に破損しているものや同類のものが複数収蔵されていますので、思い切って破棄すべきものは破棄するなど、文化財的価値による峻別を行い、価値のあるもののみ保存をするという方向で対応を考えてまいりたいと思っております。

また、埋蔵文化財調査により出土いたしました土器類につきましては、現在の倉庫を整理することによって、当面は対応ができるのではないかと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、近代遺産である法勝寺電車の保存についてお答えいたします。

現在、西伯小学校校門横に保存設置いたしております法勝寺電車デハ203号電動車は、長年にわたって風雨にさらされたことから、壁や屋根に部材の亀裂や塗膜の剝離が見られ、台車本体にややゆがみも見られる現状でございます。教育委員会では本年3月、町文化財保護審議会に当該電動車及び銘板等周辺資料81点の町指定文化財への登録について諮問をし、指定すべきとの答申をいただきましたので、さきの4月定例教育委員会におきまして、町指定文化財への登録を承認をしていただいたところでございます。

また、県教育委員会文化財課とも連携をしながら、職業能力開発総合大学の堤一郎先生をお招きをし、現地調査を行っていただきました。堤先生は、この法勝寺電車について、製造から88年を経た国産の木造電動客車が現存すること自体に大きな技術史的意義があるとともに、今後継承すべき歴史的、文化的意義が認められる車両であるとの御指摘をいただきました。堤先生の調査結果や本町での指定文化財の登録を受け、県教育委員会では、米子市の木造客車とセットでこの法勝寺電車を県指定文化財に登録することを検討中であるとの情報も耳にいたしております。

このようなことから、教育委員会としましては、今後当該電動車の文化財としての価値を広く町民の皆様に御認識していただくために、本年度は祐生出合いの館における回顧展、それとあわせて法勝寺電車にまつわる写真等をお持ちの町民の皆様に呼びかけをし、展示させていただくような取り組みを企画したいと考えているところでございます。

また、県指定文化財への登録を見きわめながら、電動車本体の修理や現在の場所からの移転等も含め、町民の皆さんからのパブリックコメントを求めるなど、町民の皆さんと一緒に今後の保存、活用について考えていけるような取り組みを展開をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、町立図書館に南部町コーナーを設置してはどうかとの御提案でございます。町立図書館では、開館以来、郷土資料コーナーとして郷土資料の収集整理に努めてきたところでございます。これらの資料については、現在郷土資料コーナーで閲覧していただけますが、2階にコーナーがあるために町民の皆さんに十分活用していただけていないのが現状でございます。

一方、今年度に入り、企画政策課観光戦略室から観光情報コーナーをつくりたいとの申し出があり、観光情報に係る資料も今後整備する準備に着手をしている状況でございます。

また過日、学校教育に係るコーナーの新設についても御提案をいただいたところであり、改めて図書館に対する住民の皆様への期待や図書館の果たすべき役割の重要性を認識をいたしているところでございます。

今年度末には天萬庁舎内に新たな図書館も開設できますので、現在の町立図書館を含めたスペ

ースでどのように対応ができるのか検討させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、町民の皆様にお役に立てる図書館、町民の皆さんと一緒に頑張ってつくり上げていく図書館を標榜しながら御提案の実現に向け努力をしてみたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。御丁寧に答弁していただきまして、再質問するような項目もないかとは思いますが、1番目の町の未来を語る集落懇談会、正式名はまた違うということでしたが、この中で町長も本当に生きた施策に取りかかれることで、非常にいいことだと思っております。この中の緊急性の高いものは特にとおっしゃいましたけれども、今まで緊急性の高いものは何点ぐらいございましたでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。特に緊急を要するものというのは、私の方では特に掌握しておりませんが、緊急性が高いものがあればすぐ当然手だてをせねばならんという趣旨でお答えを町長なさいました。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。振興協議会、振興区を中心に回っておられますので、まず振興区の方からの強力な要請があると思っておりますので、そんなにそんなに物すごく基礎的な、緊急性の高いものっていうものは出てこないかとは思いますが、やはり町長のお顔を拝見するとぜひとも聞いていただきたいというような強い思いの方もいらっしゃると思っております。判断が分かれるところでございますけれども、広く意見を今後も取り上げていただくようお願いいたします。

予算についての説明もされているということでございますが、予算についてのおかしいとか不満とか、私は賛成した立場でございますので、その辺の住民の方がどのような感想を持っていらっしゃるかっていうことをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの御質問の中で振興区を中心にとおっしゃいましたけれども、このたびの懇談会は振興区を中心ではございません。集落でございます。各集落の方からお申し出をいただきましてそこへ出かけておるということです。

それから、いきなり懇談といってもなかなかうまくスムーズにスタートできませんので、私が

話題の提供というような形で今年度の予算や重点的な施策というようなことについて説明させていただき、そしてその後そういうことをたたき台にして懇談を行っておるということなんで。

予算について反対だとかというようなことは特にございません。下阿賀に出たときには、これは地域振興協議会の構想について随分御意見をいただいたわけですが、具体的な施策についてどうのこうのということは、特にはほかの集落ではなかったということでございます。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 先ほど振興区中心にして申しましたのはちょっと訂正させていただきたいと思います。集落別ってということは、より細かく顔と顔とが親しく見えるところですので、その方が本当にベストだと思っております。

それと、先日でしたでしょうか、新聞に鳥取県内の人口動態のここ5年間ぐらいでしたでしょうかね、私、ちょっと探したんですけども、とってたはずがわからなくて、南部町はどの年度もトップであったり2番目であったりとかって言って、ふえていて非常にいい傾向にあると思いますが、集落において高齢化率も高くなっているんですが、若者を引きとめるようなそのような集落の方の御意見などは何か出ませんでしたでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。若者定住につきましては、大きく分けて2つ御要望を伺っております。

1点目はやはり雇用、それから2点目は住宅ということで、これは企画政策課が所管いたしますところですので、今後とも努力してまいりたいというふうにその場でも回答いたしております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） いずれにいたしましても、本当に出かけていかれて直接お聞きになるいうことは大変重要で意義あることでございますので、ぜひとも真摯に耳を傾けていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

次に、学童保育についてお尋ねいたします。学童保育の状況は、時間延長、それから年齢の引き上げってということが方向にあるということを先ほどお聞きいたしました、なかなかこれも難しい問題でございます。都会の方では6年生までってというようなことも、議論した当初、合併時の当初からもございました。家庭の事情で要望はさまざまだと思いますが、一層の検討を続けていただきたいと思います。結局、これはある程度の生活のセーフティーネットだと思っております。そんなに入れるからどんどん入れるっていうものでもありませんし、保護者のお考えが一番重要なことでございます。

せんでってでございましたでしょうか、病児保育のことにつきまして私、小学校の低学年までお願いしたいというようなことが、今年度からは実施になったというふうに聞き及んでおります。このことにつきまして、そういうような、何ていいますか、制度があるから利用するっていうものでもございませんので、学童保育につきまして今後なるべく要望に即した方向で御検討を続けていただきたいと思いますと思っております。

次に、子育てセンター事業のあいあいにつきましては、私もこれ行かせてもらったときにも本当にいいことだなと思っておりました。そこで今年度、各保育園でっていうことだったもんですので、どのような状況かなと思ってお尋ねいたしました。利用の方々がふえているということは、やはり各園の持ち回りになったということが大きなことだと思います。私も旧会見の方の保育園に初めて行かせていただいたときには、何と環境のいい園があるなというふうに思ったこともございますので、こちらの西伯側の方でもひまわり保育園ですね、たしか園庭が広くてすばらしいところだと思います。ああいうところも体験なさるっていうことは、本当にいいことだと思っております。持ち回りになりますと各園の園長先生方を初め、職員の先生方、非常に一生懸命取り組んでいらっしゃるということも私も伺っておまして、本当にこれも一歩前進の事業じゃないのかな、単独事業ですが、本当に子育てにつきましてはいいことではないのかなと思っております。

次に移ります。総合スポーツクラブについてでございます。総合スポーツクラブも実際の20名の委員さんで設立準備委員会を月1回開催で着実に進んでいかれるっていうふうにさっきおっしゃっておりました。24年度が目標ということでございます。これにつきまして、広く勉強なさっていかれることであって、私が再質問で追及すべきことは何もございませんので、順調に着実としていただきたいと思いますと思っております。

その拠点がしあわせでっていうところでございます。学校教育との関係でいえば、今年度は法勝寺中学校がそちらのプールの方使ってるっていうふうなこともちらっと聞きまして、先日、前を通りましたら町のバスでしたでしょうか、そこに中学生がいっぱい乗っておりてきてるのを目にいたしました、もうこれは計画的に組み込まれて、プールの方とも支障がないようになさっておられるでしょうか、その辺をちょっと確認をさせておいてくださいませ。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ことしから法勝寺中学校のプール、いわゆる授業で行いますプールの授業をしあわせのプールを活用して実施を始めました。これは、結果として、総合型の地域スポーツクラブを現在、標榜して準備をしているので、結果としてそこにもつながっていくよなところが正直なところでございます。

法勝寺中学校にプールがあるわけでございますけれども、やはり老朽化をしているというような問題もある中で、どうしようかといったときに、そばにそういうプールがあるというこういう条件、環境に恵まれておりましたので、やはりそちらの方を使うことによってさまざまなメリットが考えられましたので、ことしからそういう形でやっておいて、結果としてそことつながっていくと、こういう整理をいたしているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。結果としてそのようになっていい方向だって教育長おっしゃっておりました。中学生の子供さんに私も尋ねたことがございますが、どうって言う、いいよっていうふうな返事が返っておまして、本当により水泳に対する興味っていうものがわいていくのじゃないのかなと思います。

最後の質問でございます、文化財資料の保管につきましてでございますが、古文書、それから埋蔵文化財、それと民具等ってというような大きく3つに分かれるということで、それぞれもう少し整理をしていただきたいというのが私の本心でございます。いつぞやも何か段ボールに何箱もあるんだよっていうことをちらっと聞いたこともございますので、その中身をきちんと整理をしていただければこれにこしたことはございません。

そこで、本当に今、イトカワですね。問題になってるイトカワという衛星ですね。そこに行って帰ったはやぶさというものが砂を、砂や小石が入ってるんじゃないかと非常に話題になっておまして、日本の技術力の高さっていうものを見せつけたようなんで、本当に誇らしい気持ちで新聞なんかも見ております。それというのも、地球の成り立ちを調べたい。要するに、もとを知りたいということでございます。そして、今非常に話題になっておりますが、哲学者の梅原猛先生がこのたび新しい本を出されました。4月25日発行でございましたけれども、もう4万8,000部も出ておると。これも新しく出たことで今までのことの自分の歴史的見解を大きく変えたってというようなこと、出雲の神様にちょっとおわびに来たんだってというような文面もあったりいたしまして、本当に以前のものであるものは、埋蔵文化財にしる、それから古文書にしる、本当にあるものは一度精査して、きちんとしていただきたいものだと思っております。

それと、なんぶSANチャンネルにおきまして、今ちょうど人物探訪で、あれは久蔵の福間さんでございませうか。背負子っていうのかな、何かあれをつくって、それがつくる過程からの放映もありまして、ああいう写真っていうのは本当に貴重なものでございます。このなんぶSANチャンネルにおきましては、人物探訪でそのようなこと、それと歴史探訪で町内のさまざまなところ、そしてまた自然観察で、私たちが今まで気づかなかったようなことも見させていただ

ております。これらのことも一つの資料でございますので、何らかの方法で保存して、また図書館に行けばそれがまたアーカイブスで見られるような格好にしていいただければ非常にうれしく思っております。

それと、この間会見小学校の修理ができて披露がございまして、プールがきれいになりましたいうところでいっております、まだ私、合併する何年も前に会見小学校の竪穴式住居というのが新聞報道なさいました。通るたんびに中、見てみたいな、うらやましいなと思って通ってありましたところ、議員にさせていただきまして中を見る機会がございました。8畳以上もあるんでしょうかね。本当に太陽電池で中は電灯がつくとかっていうようなことも聞きましたし、それに中で読書会も開いたことがあるというようなこともお聞きしたことがございます。これを修復するっていうの、ふきかえをするっていうようなことをちらっと耳にしたんですが、この状況的なことはいかがなものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。会見小学校の当該の住居につきましては、ここ数年、実はもっとしっかり活用せないけんでないか、非常にあちこち傷んでいる。そしてなおかつ、危ないかもしれんぞっていうようなことで御指摘をいただいております。私の方が現在、掌握しておりますものは、昨年度にこのままではまさに朽ちていくということで、やはり活用方法も含めてもう少しきちっと整理をせないけんということで、学校の方が呼びかけたと思っておりますけど、PTAの皆さん方に御相談をして、昨年からアシっていうんですか、材料を準備をされているというようなことを耳にいたしております。PTAを中心にしながら、多分、コミュニティースクールの関係の皆さん方も連動されるのではないのかなというぐあいに思っておりますけど、今年度一部修復をするという考え方で進めているというように承知をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。会見地区は、そのように保護者の方が非常に協力的でいらっしゃって、コミュニティースクールも県下でも一番にできた、そういうような風土があるところではないのかなと思っております。竪穴式住居は、子供たちのやはり冒険心もわくわくするような探求心もはぐくむ場所でもあると思いますので、教育委員会の方でもぜひとも支援をお願いしたいと思っております。

次に、南部町図書館に南部町コーナーでっていうところで、先ほど申し上げましたように、南部町に関すること、さまざまなものをお願いしたいということでございます。広報「なん

ぶ」もって申しあげましたのは、やはり各家庭に配布されてもそれがきちんとつづられてはおられないのが現状じゃないのかと思います。中には非常に貴重な話題もございます。それですので、それを何年度、何年度ってというようなことをつづっていただくと非常にありがたいなというふうには思います。そして、この「ふるさと史跡めぐり」ですね、教育委員会さんが出しておられる。これも全戸配布になっておるんですが、皆さん、すぐ出るところに、手元に持っておられるかなというふうにも考えます。以前、ありました今、法勝寺中学校が取り組んでおります法勝寺の一式飾り、こういうものも以前に写真集で出ておりますので、こういうものもそろえていただきたいという希望もございます。

それと、市山史っていうのが、平成の何年でしたでしょうか、15年に出されております。これは、やはり一部の方しか持っていらっしゃらないと思います。私も手に入れましてから中を折に触れてばらばらと見ておりますと、本当に地元の方のいろいろな姿が写っておって、戦争で亡くなられた方のそういうようなことも載っておりました。なかなか忘れがちなことですが、大事なことで折に触れて手にとってみたいなと思っております。

その中で一つ、子供の世界の今昔っていうところがありまして、餓鬼大将8カ条というのがございます。教育長は御存じでしょうか。また確認しといてください。餓鬼大将8カ条。最後でございますが、ちょっとここ読ませていただきます。1つ、山野を濶歩し、周りの自然環境について知り尽くしていること。2、ひごがみっていうんでしょうか、ひごがみを上手に使い、ズーガー鉄砲などの遊び道具をつくること。3、恐れることなくハチの巣に迫っていく。冒険心旺盛であること。4、山に入って小屋がけをし、飯が炊けること。ここまでやるのは高等科生。5、仲間の能力を知り、威張るけれども時には優しさを見せ、万事手かげんを心得ていること。6、どこで何をして遊ぶかちゅうちょすることなく決断し実行に移すこと。7、仲間の空腹を知り、獲物、これはイチゴなどだそうです、所在に導くこと。8、遊び帰りに枯れ枝、これは炊きものですね、当時のことですから、枯れ枝を拾わせ親孝行することを教えること。そして、これがどこら辺で遊んだかっていうような地図も載っております。本当におもしろいなと思って拝見いたしました。

このようなことと、それと先ほど学校の方からも学校コーナーということございましたが、私も今の子供たちがどのような教科書を使っているかっていうことも非常に興味がございますので、これもあわせてお願いしたいと思いますが、それと特産物の、何ですか、今はやりのマコモダケなんかも季節によったらぼんと置いてもらいたいなっていうようなこともと思いますが、そういう生ものについては、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。生ものを図書館にという話ですか。図書館が対応したい、あるいは対応せねばならないことって本当にたくさん、ある意味では際限が原則的にはないのかな、そんなぐあいに私自身は思っています。原則的にはそうなんですけど。

先ほどのいろんな資料の話もございましたけれども、それもやはり原則的には図書館の方で対応いたしましても常時ぱっとこう手にとって見ていただけるような体制で提供ができるものと、やはりバックヤードに置いて、要望にこたえてさっと出せるもの、こういうような整理はきちっとまずせないけんでしょうし、それから生ものは実は想定をしていなかったものですから、生ものを何らかの形で加工したようなものってというようなことは考えられ得るのかもしれませんが、今のところは私の方は生ものという考え方は持っていないというのが正直なところでございます。

さまざまな資料の方は、できるだけうちの方で、図書館の方で対応していきながら、同時にしまっているということだけでは、やはりおもしろくないわけございまして、そういうものをお預かりをし陳列をする中で、やはりそういうものを活用して情報発信をしていくといいましょいか、攻めていくといいましょいか、そういうような取り組みを並行してやりたいなど、そんなような思いを図書館に対しては持っているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。米子市では旧日新小学校をそのような資料館のようなものにしたような記事が載っていたと思います。米子市のようなことは、当地区ではなかなか求められないことではありますが、なるべく近いような形でそういうような文化財というものも大事にしていただきたいと思いますと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 以上で、6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分とします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

12番、秦伊知郎君の質問を許します。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告のとおり3点について質問させていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

まず最初に、全国学力・学習状況調査。小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査、全国学力テストとありますが、4月20日に実施されました。今年度から文部科学省は、すべての小・中学校で行う全校参加方式から政権交代に伴い、教育現場からの学力テストは点数至上主義につながり、子供の学力向上には役立たないとの指摘を重視とし、30.7%の学校を選ぶ抽出方式に転換いたしました。しかし、採点、集計を自前で実施しても、参加を希望する自治体が相次ぎ、全学校数の73.5%に当たる国公立2万3,875校が参加いたしました。小学校6年生約80万人、中学校3年生約82万5,000人の計162万5,000人がテストを受けました。

高い参加の要因の一つに、自分の子供の学力を調べてほしい、学力をきちんとはかってもらいたいとの保護者の声があったとのことであります。しかし、抽出方式では、これまで可能であった学校や市町村ごとのデータの蓄積はできず、費用は約58億円から33億円に減りましたが、失うものは大きいとの指摘もあります。県内の実施状況は、小学校142校のうち抽出校が63校、これは44.4%です、希望参加は66校、これは46.5%です。中学校63校のうち抽出対象が35校、これは55.6%、希望参加は23校、36.5%です。希望参加校には、点数などの費用が国費で出ないため、県が全額負担する意向を示し、19市町村教育委員会のうち16委員会が参加いたしました。抽出校以外で不参加は、倉吉市、境港市、南部町でありました。教育現場、保護者の声を総合的に判断され決定されたと考えますが、不参加とされた教育委員会の考え方、来年度以降への対応、教育長は過去3回で課題は把握できた、さらにデータを集めるよりも改善する方が先決と述べておられますので、学力テストについての課題、何をどのように改善するのか、テスト要、不要も含め考え方を伺いたいと思います。

次に、中小一貫教育についてであります。中小一貫校との発言をよく聞くようになりました。PTA、地区住民との説明会、町の教育ビジョンをある程度つくって、その上で練っていく例。小中一貫校は何年度にするのか、これは教育委員長の発言であります。これを理想とすれば第二小学校の問題も説明がつく、前向きな説明になる。これは教育委員の発言であります。平成21年1月22日、第1回教育委員会議事録。中小一貫教育の問題は、実施時期の見通しを立て、具体的年次計画の策定に取り組む必要がある、教育委員長。これまでの委員会で委員の共通理解はできていると思う、これは教育長。平成21年2月24日、第2回臨時教育委員会議事録。教育委員会で約1年前に出された議論の一部であります。

小中一貫教育とは、どのような考え方なのか、新しい教育システムになり得るのか、説明を求めます。具体的な年次計画の策定とありますが、計画は策定されたのか、実施は何年度と考えておられるのか説明も求めます。

また、一貫教育の実施により、第二小学校の問題も説明がつくと述べておられます。第二小学校についてはどのような論議が教育委員会でなされているのか説明を求めます。

また、第二小学校の体育館の改築工事ではありますが、総合計画で地震で被害を受けており、また規模的にも狭小なため全面改築を行う。事業費約2億円。工事は24年度以降とありますが、各学校が現在、約1年の前倒しで改善整備がなされておられます。この例によりますと、23年度第二小学校の体育館改築も視野に入れなければならないと考えます。再編についての問題が解決できなければ、改築は実施しないのか、それとも年次的に改築を行っていくのか説明を求めます。

次に、保育園の運営であります。保育園の民間法人への運営委託の検討についてであります。雇用状況の改善を踏まえ、4園のうち2園を民間法人への運営委託を実施とあります。民営化には賛否両論あり、12月、3月議会での反対質問がありました。説明のあったように、保育園の運営費が一般財源化され、施設整備費の国庫補助の廃止、地方交付税の減額という現実に対し、延長保育、休日保育、多様化するニーズにこたえるべく、また財政的にも効率的な運営を図る方法として、運営委託には賛成であります。

3月議会での雑賀議員の質問に対し、鳥取市を例に取り上げておられました。鳥取市は、2003年度松保保育園の民営化計画を明らかにすると、地域や保護者を中心に反対運動が起こりました。このため市は、当初の移管予定を1年おくらせ、2004年を準備期間とし、市と民間の保育士が1年間合同での保育、園に保護者や地域を交えた民営化適正化委員会を配置し、子供に不安や動揺を与えないスムーズな移行に向かっての整理がなされたとあります。

また、ことし4月には、独自のガイドラインを策定し、2011年度から2013年度までに毎年2園程度、民営化する方針も打ち出しておられます。策定されたガイドラインでは、これまでの反省をもとに民営化の公表から移管までに2年間を確保、移管先は認可保育園の運営実績のある社会福祉法人に限定、引き継ぎ保育は最低3カ月等、独自の基準を設定し、保護者の不安軽減を図るとしておられます。

町長は2年後に民営化と述べておられますが、この2年間どのような準備を進め、スムーズな民営化に移行されるのか伺います。また、非常勤職員の雇用状況の改善が重要であるとし、指定管理費も必要であるから財政的には合理化にならないとも述べておられます。しかし、冒頭に述

べましたように、民間委託の主たる要因は、多様化する保護者ニーズに対応すべく、また財政的にも効率的な運営を図ることにあると考えます。民営化すれば財政的にはどのように軽減されるのか、シミュレーションをされていれば示し、具体的な説明を求めます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしております。

学校教育関係につきましては、これは教育長の方から答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

私の方からは保育所の運営についてということでお答えをしております。南部町の保育園の現状を改めて申し上げます。

4園の定員は390名で、現在保育園児数は381名、97.7%の利用率となっております。待機児童はございません。また、開園時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間行っております。土曜日の午前は全園で、午後保育はすみれ保育園とさくら保育園で行っております。受け入れ年齢は、生後6カ月から1歳児まではつくし保育園とひまわり保育園で、1歳児から就学前までは全園で受け入れをしております。

運営経費でございますけれども、平成20年度は3億2,314万2,000円で、収入につきましては保育料8,388万1,000円と交付税措置された1億2,073万3,000円で、不足をする1億1,852万8,000円が一般財源で、実質町の負担額となっております。

現在の職員状況でございます。正職員が28名、非正職員38名、パート職員36名でございます。本年度より職員配置基準は、国の基準といたしました。すなわち、0歳児は3人に対して1人、1歳児から2歳児は6人に対して1人、3歳児は20人に対して1人、4歳児から5歳児は30人に対して職員1人を配置ということで、この基準によって実施をしております。この結果、全体で6名の減員となっているわけであります。このほか、早朝と夕方の延長保育や土曜日保育、障がい児保育、途中入所の受け入れにも職員を配置しておりますので、職員も多く必要となっております。

平成22年度予算における人件費は2億8,600万円で、運営経費全体の83.6%であります。このうち臨時職員、パート職員でかかる経費は1億1,300万円で人件費に占める割合は39.6%となっております。

保育園民営化については、12月、3月の定例議会でも御質問いただきましたけれども、3月議会において、現在の4園のうち2園を民間委託したらどうかということを検討していきたいと申し上げました。民営化を検討する上で、まず最初に思い浮かびますことはコストの削減である

うと思うわけでございますけれども、このたび検討していきたいと考えておりますのは、以前から申し上げておりますように多様化する保育ニーズにいかにか柔軟にこたえるかということと、未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことを保障するための質の高い保育を継続的に提供するために、現在働いておられる経験豊富なお方の雇用の確保と継続を図るという点から検討するものでございます。

子供は地域の宝でございます。南部町で育ち、やがて地域を担っていくかけがえのない人材であります。児童や家庭を取り巻く環境が地域の中で限られたものになりがちな現在において、児童の豊かな感性をはぐくみ社会性を学習する機会の提供が必要でありまして、この面でも保育園は大きな役割を果たしております。

また、保護者にとっても核家族化が進み、就労などにより保育環境の変化が大きい中、育児に子育てに不安をお持ちになることが多くなるにつれまして、保育園は子育てに対する情報交換や、育児に対しての専門的な相談の場としてもますます重要なものとなっております。今後も一層、機能の充実が求められているところであります。このような点から、より柔軟で即応性があり、ニーズに合わせた保育をとれる体制が求められているのであります。

コスト削減という点から見ると、公設民営の場合は、歳入面、かかる経費についても現状とほぼ同様であるということから、直ちに見込めるのではなく、長期的視点で御判断をいただかなければいけないというように思います。御理解をいただきたいと思っております。

運営形態の異なる園の格差についての危惧はないかという御心配もありますが、公設民営を問わず保育に当たる職員は資格を持ち、経験豊富な職員でございます。民間委託となった場合においても、町の保育と切り離されたものとして運営されるわけではなくて、お互いの特色を出しながらより幅広いニーズに対応するよう連携をとりながら進めていくべきものであります。少なくとも当面の間は、公営、民営の格差が生じないように町の方で調整をしなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、民営化の方向については多方面から時間をかけて合意を形成していかなければ混乱を来すおそれがありますので、関係皆様の御意見をいただきながら検討する場を設けて進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 秦議員さんの御質問にお答えをしましてまいります。

まず、全国学力・学習状況調査についての御質問でございます。全国学力・学習状況調査は、平成19年度から実施をされ4年目を迎えたわけではありますが、昨年度までの調査と今年度実施

された調査との違いについて、最初に簡単に説明をしておきたいと思います。

平成19年度から3年間、実施されました全国学力・学習状況調査は、全国の国公立及び私立の小学校第6学年と中学校第3学年の全児童生徒を対象として実施をされております。これは1つ、都道府県別の教育施策の成果や課題を検証する。2つ、各教育委員会や学校においては、全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。3つ目、各学校においては、一人一人の児童生徒の学力や学習状況を把握し、その教育指導や学習状況の改善に役立てることを目的としていました。学力については、国語及び算数、あるいは数学でございますが、主として知識に関する問題、及び主として活用に関する問題によって調査が実施されました。また、同時に児童生徒の学習環境や生活状況などに関する質問紙調査があわせて実施をされたところでございます。そのため、調査結果について、文部科学省は各市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置、管理する各学校の状況を提供、学校に対しては当該学校全体の状況、並びに各学級及び各児童生徒に関する調査結果を提供いたしました。

次に、今年度実施された全国学力・学習状況調査ですが、本調査は対象学年、並びに調査事項につきましてはこれまでと同様でございますが、調査の目的、調査の方式、調査結果の取り扱いが今までとは異なりました。具体的に申し上げますと、今年度の全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、国全体の状況や都道府県ごとの学力などの状況を把握、検証し、改善を図っていくことを主たる目的としております。そのため、ある程度の精度で都道府県別比較が可能な割合として、約3割の抽出率で学校を選び実施されたところでございます。また、調査結果については文部科学省は、都道府県別ごとの情報をそれぞれに提供すること、児童生徒個々の調査結果を市町村教育委員会や学校に提供することといたしておりますが、市町村別あるいは学校別の調査結果については、文部科学省では集計はしないこととなっております。

御質問にありましたように、抽出校に選出されなかった場合に希望参加するという方法も可能であったわけでありますが、その場合、各児童生徒の調査結果については市町村教育委員会や学校が判断し、独自に集計することとなり、学校現場の負担増が懸念をされました。なお、このことにつきましては、本県では10分の10の補助金を出すことを後日決定し、希望参加した学校は各児童生徒の集計、分析を県補助事業を活用してできることとなっております。

したがいまして、全児童生徒を対象とし、悉皆調査として行ってきた今までの3年間の調査とは、主目的が違っているということをまず御理解をいただきたいと思います。なお、本年度調査

の抽出において、本町では、会見小学校が1校選ばれましたので参加いたしていることを申し添えておきます。

さて、本町では全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度より、本町全体の国語、算数、あるいは数学の平均正答率や児童生徒の学習や生活状況の特徴的な傾向について、広報「なんぶ」等で町民の皆様にご報告させていただいております。昨年度は3年間のまとめを広報「なんぶ」に掲載するとともに、昨年10月に開催をいたしました、みんなで考える第2回南部町教育の集いでも詳しく報告をさせていただいたところでございます。また、学校別の結果につきましても、各学校より保護者の皆様にご報告するとともに課題についてもお示しをしてきたところであります。

さて、不参加とした学校現場、並びに教育委員会の考え方はというお尋ねでございます。過去3年間のデータを見ていきますと、本町の児童生徒、あるいは各学校の国語、算数、あるいは数学の調査結果や学習生活状況は、年度によって若干の差は見られるものの、一定の特徴、傾向が見られるとともにその課題が十分な改善につながっていないことがわかってまいりました。

本町教育委員会では、本調査が始まった段階から基本的には毎年の悉皆調査には疑問を持っておりましたので、もし継続して実施されるならば本町の実態把握として3年間程度のデータを集積をし、その後はしっかり改善策を講じていくことを基本的に考えておりました。

くしくも先ほど申し上げましたように、4年目に調査の目的が少し変わってまいりましたし、本町の傾向や課題も明確でありますので、全国調査に参加することより、明らかになった課題の解決に学校と一緒に全力を尽くすべきと考えたわけでございます。

また、小・中学校では、以前より県独自の学力診断テストや全国標準学力テストなどを活用し、児童生徒個々の状況や学級、学年の状況について現状把握をいたしておりますのでこうした現状も踏まえ、このたびの希望参加による調査の実施は不要と判断をしたところでございます。

具体的な改善策であります。現在、各学校では3カ年計画を立て、各学校の課題に照らした学力の向上、定着に取り組んでいるところでございます。教育委員会としましては、本年度から新たに1名の指導主事を配置し、複数体制で学校を支援をしております。また、昨年度から取り組んでおります地域で取り組む学力向上推進事業や勉強がんばろうキャンペーン、さらには英語活動拠点校推進事業などの県の支援策を積極的に活用するとともに、単独町費での学習支援教員の配置や少人数学級の実施を絡めながら、目的達成に全力で取り組みたいと考えております。

最後になりますが、この全国学力・学習状況調査が来年度以降どうなるのか不明な点もございりますが、私たち教育委員は先ほども申し上げましたような観点から、4年に1回程度の悉皆調査

がいいのではないか、その間はしっかり課題に取り組むことが大切であると考えております。また、今年度同様の抽出調査が継続されるようであれば、調査の目的を踏まえ、抽出校については協力したいと考えております。なお、こうした私どもの方針につきましては、各校校長とも十分協議しながら進めていることを申し添え、答弁とさせていただきます。

次に、小中一貫教育の考え方についてお答えをしております。

後ほど同僚議員さんからも同様の御質問をいただいておりますので、少し丁寧に答えさせていただきますと思います。また、私どもにもその責任の一端があるのですが、小中一貫校と小中一貫教育という言葉が時として混同して使われてしまうことがありますので、最初にこのことを御説明をしておきたいと思っております。

まず、小中一貫校であります。これは学校施設、校舎等々でございますけれども、学校施設、学校の組織、運営ともに一体の小中一貫教育を行う学校のことをいいます。近年、小中一貫校が各地で徐々に開校いたしており、本県でも鳥取市の湖南学園が小中一貫校として開校いたしております。

次に、運営面から見てみますと、大きく分け2つの考え方で行われています。つまり、学習指導要領にのっとり、現行の六三制に基づいた学校運営をするものと、小学校と中学校を6年と3年に明確に分けず、弾力的なカリキュラムを組んでやるやり方とがあります。これに対して小中一貫教育は、先ほど申し上げました一貫校のような施設、組織、運営ともに一体の小中一貫教育を行う学校ではなく、それぞれの学校は基本的に独立しており、校区の小・中学校が強固な連携を図りながら、一貫した教育活動を展開していくことになります。

さて、御質問にお答えをしております。現在、我が国の教育制度は、義務教育9年間を小学校6年間と中学校3年間に分け、それぞれの目標を個々に設け、学級担任制と教科担任制など小学校と中学校とでは異なる教育システムとなっており、このことはだれもが当たり前のこととして受けとめております。しかし一方では、少子化や高度情報化、国際化や高齢化等々、社会構造や社会意識が大きく変化する中で、子供たちの発達にもさまざまなよくない影響があらわれているという現状がございます。例えば、学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未定着、学校外での社会体験の不足等々、豊かな人間性をはぐくむべき時期の教育にさまざまな課題が生じていることは、多くの皆様に御理解いただけるのではないのでしょうか。また、小学校と中学校の間には大きなギャップが生じており、進学時に子供たちは戸惑いを感じ、不登校や問題行動の要因の一つにもなっていると考えられ、本町でも重要な課題の一つと認識いたしております。

こうした子供たちを取り巻く問題の解決を図ることは、学校現場とともに私ども教育行政に課

せられた喫緊の課題でございます。そのため、私どもは議会の皆様はもとより、多くの町民の皆様の御理解と御協力によりコミュニティースクール制度の導入や教育の日条例の制定、教育支援センターさくらんぼの立ち上げ、学習支援教員の配置、スクールソーシャルワーカーの配置などの教育施策を講じてまいりました。このことによって、着実に一定の成果は見られるものの、なお十分な課題解決にまでは至っていないのが現状でございます。そのため、こうした施策の成果と課題を踏まえつつ、義務教育そのもののシステムを改めて見直し、つまり小学校と中学校という個別の単位でとらえるのではなく、義務教育9年間を通して子供たちの発達段階に応じたきめ細やかな学習指導や生徒指導に取り組むことによって、子供たちに確かな学力と豊かな心、健やかな身体をはぐくむことができるのではないかと考えております。こうした方向性については、県内の多くの教育委員会の認識においても共通理解されている現状にあり、学校現場の教職員の認識としても同様であると考えております。

それでは、具体的にどんなことがイメージできるのかっていうことでありますが、まずは小・中学校それぞれにおいて、完結したものとなっている現状の教育課程、カリキュラムでございますが、これを9年間を通した一貫性のある教育課程に作成し直す必要があります。また、少し時間はかかると思いますが、子供たちの興味、関心の多様化を踏まえ、選択教科制の導入やそれに伴う小・中学校間での教員交流や教科担任制の導入についても可能となるのではないかと考えております。また、現在、小中連携の一環として相互の授業参観や児童生徒の実態の情報共有等、小中一貫教育を視野に入れた取り組みを既に行っている現実もございます。

重ねて申し上げますと、子供たちを取り巻く今日のかつ喫緊のさまざまな課題を解決していくためには、義務教育9年間を通して子供たちの発達段階に応じたきめ細やかな学習指導や生徒指導に取り組むことが必要であり、そのための主要な教育施策として小中一貫教育の導入が有効であるというぐあいに考えているわけでございます。

次に、校舎の改築を含めた会見第二小学校に対する考え方を聞くとの御質問でございます。校舎の改築とのことでございますが、体育館の耐震補強並びに改修と理解をさせていただき答弁させていただきます。

体育館の耐震補強並びに大規模改修という課題につきましては、当初計画では平成24年度といたしております。財政状況によっては、前倒しも検討したいと思いますが、財政再建の方向、国でございますが、国の財政再建の方向等、いましばらく国の状況を見きわめる必要があると考えております。

また、先ほどお答えさせていただきました小中一貫教育との関連でお答えをいたしますと、こ

のことに体育館問題は切り離して考えたいと思っております。理由であります、小中一貫教育を進めるためには、その方向性を具体的に見定めるとともに、移行スケジュール等一定の期間が必要となってまいりますので、そのことをもって当該工事を延長する考え方は現在のところ持っておりません。大変御心配をおかけいたしますが、いましてお時間をちょうだいをしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長、教育長、御答弁ありがとうございました。丁寧な御答弁ありがとうございました。

通告どおりに再質問していきたいというふうに思います。まず、学力テストであります、会見小学校が抽出校で実施されたということであり、それ以外はやられておられないわけですが、過去3年間の南部町各学校の問題点を把握し、それに向かって対応していきたいということでありましたが、もう少し具体的にどのようなことが問題点で、どういう対応策を考え実施されてるのかももう少し詳しくお述べしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。それぞれの学力状況調査を踏まえての課題につきましては、各学校ごとで細かいことにつきましては分析をし、答弁でも申し上げましたように3年間のスパンの中で取り組みをするということでスタートを今年度切っております。教育長としてこの3つのことを課題として私は思っております。

まず、学力向上という点につきましては、調査結果から見ますと算数が少し課題だろうというぐあいに思っています。平均点との比較ということになると思いますが、全国あるいは県の平均値と比べてみますと、概して本町の特徴として算数あるいは数学の方が低い、こういう状況でございますので、そのあたりはやはり指導方法等しっかりと研修をして、教員の指導力の向上を図っていく必要があるだろうというぐあいに思っているところでございます。

2つ目でございます。これは、小・中学校それぞれに同じ町立の小・中学校でございますけれども、一定の学校間の格差があるというぐあいに、学力面でですね、認識をいたしているところでございます。全く調査をして同じ数字にはならないというのが現実的な話なんですけれども、しかしながら少しそこに格差と呼べる差がございますので、そのことをきちっとやはり同じ町立の学校でございますから、しっかりカバーをしてなくすように、これは取り組んでいかないとこのぐあいに思っております。

それから、3つ目でございますが、これは学力向上ってというようなことを考えましたときに、いつの場面でも申し上げますが、学校だけが幾ら努力をしましても限界があるわけでございます。朝御飯を食べようのときにも何回もお話をしましたように、やはり家庭の役割ってというのは非常に重要でございます。大まかに申し上げますと、全国の学力調査が開始される以前から、やはり本町の大きな特徴として家庭での学習時間が少ないということは、大きな特徴でございました。ずっとこのことは、全国学力状況調査の公表する際にも広報等で対応をしていますけれども、なかなかこれもまだ十分な改善に至っていないということがございます。

こういうような3つの柱でもって私の方はその改善の方向について指示をしてまいりたいというぐあいには思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 家庭での学習時間が非常に少ないというお話がありましたが、たしか学力は全国1位になってる秋田県でしたですかね、東北の方でしたが、非常に家庭内学習の時間が多いというような話を聞いたことがあります。それが一つの対応策として考えられるならば、ぜひそういう御努力をしていただきたいというふうに思いますが、文部科学省は今回、非常に自主的な学力テスト参加者が多かった、参加校が多かったということをかんがみて、来年度は少し変えようとしておりますね。また、全校対象にするというような考えがありますが、もしそうならば、教育長言われましたように、4年間に1度ぐらいでいいと、参加をされないのか、それとも全国统一でしたら仕方なしに参加していかなければならないのか、その点がたしかもう見直しをやろうとしてますんで、もしそうならばどうというような対応をされていかれると考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今の秦議員さんの国の情勢について、それは私はまだ把握をしておりませんので、あら、そういう方向かいなと思っておところが正直なところでございますが、この点についてはまだ教育委員会の方で基本的には意見交換をいたしておりませんので、こうしますということについてはお答えをしかねるところでございますが、個人的には、個人的には全国の悉皆ということであっても3年間やってこれだけ課題が明確でありますので、本町としてはしっかりとこの課題について改善をするということに当面取り組みたいと、そちらの方に力を入れたいというぐあいには思っております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 学力テストの件は以上で終わりにしたいというふうに思います。

ぜひ、町内の小・中学校の学力向上に御努力していただきたいというふうに思います。

次に、中小一貫教育であります。冒頭に教育長がお断りになりました、御説明にありました一貫校、一貫教育については、京都府の宇治市のホームページの方から資料を拾い出しましたので、それを見ますときちんと説明してありますので、若干の理解はしてきょうに臨んだつもりであります。9年間を前期4年間、中期3年間、後期2年間、つまり1年生から4年生までを一つの範囲とし、それから5年生から中学校1年生まで、そして中学校2年生、3年生が一つのグループですね。そういう考え方で一貫的な教育をしていこうという試みであります。その大きな切り口は、教育長が述べられましたが、小学校から中学校に上がる時のギャップといいますか、スムーズに移行できない子供たちがたくさんふえてきたと、その解消の一つの方法として、また9年間トータルで教育を考える手法だというふうに資料を読ませていただきました。そういうシステムを南部町の中に取り入れていこうとするならば、それはいつごろの予定、あるいはどのようなスケジュール等、また障害になるものは一体何なのか、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。私どもがイメージをいたしております姿について、こういう角度からも少しお話をしておきたいなと思います。

御質問をいただきまして、私もまたこれを機会に小中一貫教育について勉強する機会を与えていただきました。そういうことを踏まえながら、私どもが思っておりますのは、まず一貫校ではない、いわゆる同じ敷地内に小学校つけて中学校つけて、こういう形は現実的に今、そんなことは考えられる段階ではありませんから、それぞれの現在の学校の中でその連携を強固なものにしていく。その連携の中心になるものが教育課程の一貫したものということでございます。

議員、今、御指摘のように、その切り口をやはり、私どもまだ切り口をどこで切るのかということ教育委員として決めたわけではありませんけれども、基本的な考え方としては今、議員さん申し上げられましたような4・3・2のあたりで一つの区切りをつけながら、その中でいろいろな手が打てないだろうか、こんなぐあいに思っております。

あわせて、前にも申し上げましたけれども、そのベースにコミュニティースクール制度っていうものを置きたいと思っています。ベースに9年間を見越した、現在もそれぞれの学校にございます運営協議会を統合して、9年間のスパンでの運営協議会を設置をすると、こういう形を今、念頭に置いているところでございます。

いつごろにっていうことでございますけれども、実はこれも前回、お話をしたかと思っております。

れども、少し私どもの方のそこに至る作戦といいたしめようか、ちょっと私自身の甘いところもありまして、少し一、二年足踏みをいたしまして、教育委員さんからも御指摘をしっかりとせえということをお願いしておるところでございますけれども、そういうことを踏まえて今年度、1人指導主事をふやしましたので、具体的なスケジュールについて指導主事の方で今年度にはつくらせたいというぐあいに思っております。23年度に小学校の学習指導要領が改訂になります。24年度には中学校という、そういうあたりのことも絡めながら具体的な移行スケジュールというものがどのあたりで見きわめられるのか、どう進めていくのかという、より明確な実施計画を策定をいたしまして皆さんにお示しをしたいというぐあいに思っております。

障害になるものは何かということですが、私が感じておりますものは、先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、総論として、総論として9年間のスパンで物を考えていかなければならないという認識は、ほぼすべての教員が持っているんだらういうぐあいに思っておりますが、しかしながら、その中で具体的に、例えば交流授業やりましょうとか、授業参観に行きましょうよとか、こういうようなことを少しずつ具体論をやってみますと、そこでさまざまな多分問題が生じてくるんだらういうぐあいに思っております、そういう意味からすると、私どもが進めます本町における小中一貫教育のスケジュールなり取り組みをいかにしてすべての教員にきちっと理解をしていただくのか、このことが大きな逆に言いますと課題になるのではないのかな、そんなぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 確かに小学校と中学校が一体となって9年間の系統的な授業を行うということになれば、当然それをコーディネートする役割の人が必要だらうというふうに思いますし、この実施においては、コーディネーターの配置っていうのも考えておられます。

と、そうなるとすれば、現在の小学校、中学校の教員の採用過程、それも随分違って来るような気がいたしております。例えば、小学校は小学校、中学校は中学校という形じゃなくして、総合的に9年間対応ができるような先生も必要ではないかと。例えば、中学校の先生が小学校に行き、専門的なものを学ばせるというような手法をとるとなれば、若干の教員の採用についても、やっていない地域とやっている地域があるわけですから、生まれてくるわけですから、やっていない地域とやってみる地域には当然教員の考え方の違う人を採用して行くことも可能ではないかと。

今、文部科学省が教員の人事権を県から市町村に移管しようとしています。当然、必要な人員を町村で教員として確保していく、当然そういうことも、今までのように県の方から一方的に教員を配置されるのではなく、町村が必要とするような先生を町村で確保していくということも

必要になってくるのではないかと。ただ、これは県の許可っていうんですかね、県の中で市町村に権限持たせるということですので、県の理解がなければできないんですけど、教育長がそういうことを考えておられるならば、当然、町長部局としても教員の採用について何らかの働きかけは必要だろうというふうに考えますが、この考え方の先には教員の人事権も町長が持つという構想があるというふうにありますんで、それはどうなるかわかりませんが、その点については町長も教育長もどういうふうに考えておられるのかよろしくお願いたします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。まず、議員さんの御発言の中で少し実態が違いますということを最初に申し上げたいと思いますけれども、教員の人事につきましては、県の教育委員会、県費の職員でございますから、当然県教委も絡んでくるわけですが、少なくとも県教委が一方的に配置をするという実態はございません。それぞれの町村の考え方、それから学校の課題、実態、そういうものを踏まえてどういような教員人事をしなければならないのかってことは、ある意味、私どもと県教委とは対等の立場で意見交換をし、その方向性を打ち出して、私の思ったこと100%全部いくわけではございませんけれども、そういう関係で人事をしているっていうように御理解を賜りたいというぐあいに思っております。

教員の人事権につきましては、いろいろな話がございまして、何か県の外郭団体みたいなところからもいろいろな意見もあるようでございますが、私自身が今、思っておりますものについては、例えば市町村が、つきましても町村が教員を全部雇い上げてということについては、私はさまざまな課題があり過ぎるというように思っています。配置をする教員の中に、例えば1名、2名、町村の採用した抱えておる教職員もいるっていうことは可能ではあるかもしれませんが、あるいは実態としてこれからあるのかもしれませんが、すべて町村が人事権も全部持ってっていうことは、余りにも課題が大き過ぎる。教員を育てるという観点からすれば、私は現在、鳥取県の場合には東・中・西で3つのブロックに分かれて人事を基本的に回してまいりますけれども、最低限度このぐらいの規模の中で教員を育てていくという形の中での人事を行うべきであろうというぐあいに私自身は思っております。ただ、人事のあり方については、県の教育委員会も私どもも、しかしながら課題はあるという認識を持っておりまして、昨年度からいろんな場面において意見交換をしているという現実もございます。

一つ蛇足になりますけれども、半分本気、半分冗談みたいなことで私申し上げてずっとおりますものは、教員の人事について市町村の教育委員会が教員に対してプレゼンをするような場をつくってほしいっていうことを私は申し上げております。

南部町の教育委員会は、あるいは南部町の小・中学校は、こういう形でこういう目標を持って、こういう教育を進めていきたいので、その力になりたい教員は手を挙げてほしい、こういうようなプレゼンを各地教委がメッセージを出して、やはりその中で意欲のある教員を本町に迎えてくる、こういうようなことも一つの人事を少し活性化をしていくための方法でもあるのかなということで、いろいろな場面で少し意見は申し上げてるといような状況でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。教員の人事権ということでございますけれども、教員の資格は国家資格だということに思います。それを、県がそういう資格を持った人を採用して、実際に使うのは町村の教育委員会が使うという、こういう、非常にわかりにくい複雑な構造になっております。お金の方は、御案内のように国と県で賄っておるといふようなことございまして、人事権ばかりあっても、財源という問題も当然、セットで考えなければいけないというように思うわけです。

私は、一番、町村に人事権が移ってきたときに困ることは、小さな町村でその情報というものを、どうしても情報収集に力が及ばないところがあるだろうというように思いますし、それから、1つの県の中で町村同士で、いい教員をどうしても集めたいわけですから、そういうことの取り合いというようなことが起こるとするならば、どうしても力の弱い町村には、いい教員を集めることが難しくなるのではないかというような心配をしているわけです。

したがって、いわゆる、先ほど申し上げた国、県、市町村といったことの整理、それから財源の整理、そういうことをまず手始めに取り組むべきではないかと。その後に、先ほど教育長が申し上げたプレゼンでもやって、希望をとってやるような姿に発展していくのではないかなと思いますけれども、いきなりその人事権を付与すると言われても、正直ちょっと困る面があるわけです。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。中小一貫教育について、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

それから、第二小学校の問題であります。教育委員会の会議の中で、この教育を、システムを進めていけば第二小学校の問題もある程度説明がつくというふうに、議論の中でお話をされておられます。どのように説明がつくのか、また、教育委員会では、現状を踏まえ、どのような構想を持っておられるのか。また、地域住民とはどのようなお話をされておられるのか。保護者の

会も含めて、その辺のことを少しお話をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。教育委員会の方で、それぞれ教育委員さん、御意見をお持ちなんですけれども、共通をしておりますことは、会見第二小学校の教育というものについて、御承知のように、学校そのものが小規模であるという問題、それから、そのために、結果としていわゆる複式学級という形で運営せざるを得ない状況を踏まえて、さらにまた、新たに団地というような形の中で町外から子供さんをお迎えをして存続している学校、そういうような特徴も踏まえて、やはり課題がある、学力面とかそういうようなことばかりじゃなくて、第二小学校の教育について、やはり課題がある、どうだろうか、というところの認識については共通なものがございます。そのことを踏まえて、会見小学校の方に統合をすることを一つの有力な選択肢として、その方向で考えていくことは必要であるということの認識では一致をしているというぐあいに思っているところでございます。

片や、とは言いながらも、南部町の教育行政の中で、地域とともにというスタンスを持っているわけでございますけれども、これまでの会見第二小学校の歴史や地域の中での第二小学校の果たしてきた役割、そういうものを考えてみたときには、しっかりと地域の皆様方とその方向性について共通理解をしっかりとさせていただきながら、存続をするにしても、あるいは統合するにしても、そのことをしっかりやっけていながら結論を導き出していきたいと、こういう考え方を持っております。

私どものそういうような問題意識といましようか、そういうものについて、今年度中に地域の皆さん方と意見交換をするというような場については考えていきたいなど、そんなぐあいに私は思っているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今年度中に地域の方と意見交換をするということでありますので、ぜひ、活発な意見の中で前向きな対応策を考えていただきたいというふうに思います。

それと同時に、体育館の改築工事はこの存続については全く切り離して考えていきたいということでもあります。24年度以降の計画になっていたわけですが、現在、南部町の小学校、中学校の改修工事があちらこちらで進んでおります。当然、耐震補強等の前倒し計画で事業が実施されています。会見第二小学校は耐震補強が必要と判断されているわけでしたね。ですから、当然、早急な改築が必要です。他校が前倒しでやられているならば、当然、存続に関係なしに整備したいという御答弁でしたので、前倒しでやられる必要があるのではないかなというふうに思

いますが、再度、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。答弁で申し上げましたようなことを勘案をしながら、できるだけ早期に一定の手当てができるように教育委員会としては努力をしてまいりたいというぐあいに思います。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうかよろしく願いいたします。

最後になりましたが、保育園についてであります。答弁の内容が3月議会に雑賀議員になされた内容とほぼ同じでしたので、再度質問することはそんなにはないわけではありますが、確かに20年度の資料でありますので、正職員が26名、非正職員が41名、パート職員が41名というのが20年度の決算では上がっております。正職員の人件費は1億8,355万1,458円、それから非正職員、パートは8,345万4,632円、計2億6,700万690円、82.6%であります。この非正規職員の雇用形態、当然、継続ができなくなる方がおられますので、それらの救済も含めて民間委託という方法を考えておるといふふうにお話しになりました。2年後ということではありますが、この2年間にどれだけの方が再雇用ができなくなるのか、その辺を、もしきちんとしたものがあれば、担当課長、お示ししていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。現在、嘱託1名、それから非常勤職員37名ということでございまして、平成23年の3月31日の任期になります者が25名でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 23年度が再雇用できない者が25名ということですので、それらの方は継続ができないということですね。つまり、今、22年ですから、民営化は、町長の発言からすれば2年後ですので、2年後にということ、24年になりますね。じゃあ、23年度に雇用ができなくなった25名というのは、どこに行かれるんですか。どうされるんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。23年末で25名の方がこの条例の規定にひっかかるんだということでございます。本来なら、そういうことを想定して、あらかじめ、例えば今のうちから少しずつ早目に退職していただき、間をあけてまた雇用するというような繰り返しをすることによって対応すべきではないかというように思うわけですが、現実的には、園の運営の継続性というようなこともあって、なかなか難しい課題でございます。

したがいまして、24年の春から2園について民間への委託というようにすることがはっきりすれば、そこまでは延長できるような手当てをしていくような、早い話が条例改正などをお願いしながら、そのような体制に持っていきたいもんだというように考えております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 条例改正すれば若干の対応ができるということですので何うわけですが、例えば、すみれ保育園を例にとりますと、現在9名の正職員、そして20名の非正規職員ですね、ああ、20年度の決算ですので22年度とはちょっと違いますが、つまり、2園が民営化、2園が町立の保育園で運営をするということですが、例えば、26名しか正職員がいませんので、当然、2園を運営管理することは人数的にはできません。当然、2園を管理するにしても、非正規の職員あるいはパート職員を採用していかなければならないわけであり、当然、非正規職員の身分を、町の身分を離れると、どちらにも再雇用していただかないというケースも出てこようかと思えます。また、当然、残った2園も非正規職員を配置していかなければなりませんので、私は、何ら合理化には、合理化というか対策にはならないような気がします。

それよりも、何らかの方策で、その非正規職員を、今、町長が言われましたように、条例改正でもしてということがもしできるとすれば、そういう方策で引き続き雇用していければいいのではないかなという気が、今、瞬間的にしたんですけど、そういう点はどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。瞬間的に思われたようですが、やっぱり、階段も2段、3段一遍に跳び上がるということとはできないわけございまして、まず雇用の関係から整理をするということが必要ではないかと思っております。そういうことを抜きに、いきなりそういう民間委託というようにやっても、職員の皆さんや、あるいはまた保護者の皆さん方の御理解はいただけないのではないかというように思っております。

やっぱり、民間法人などで運営する保育園のよさといったものも十分認識をして実感していた

だいて、そしてその後に、本当に公立保育園の存続というようなことについて考えていけばいいのではないかというように思うわけです。同じようなことになるのかもわかりませんが、きっと内容は大きく異なった姿というものが出てくるというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 大きく異なったような園ができればそれが一番いいわけですが、しかしながら、雑賀議員の質問の御答弁の中にもありました、保護者のニーズというのがございました。それは、例えば、早朝7時から預かってほしい、あるいは延長保育19時まで、そういった午後保育、休日保育というのがありました。現在、早朝保育7時半からやっております。夕方も6時半までですか。ですから、保護者が希望するようなニーズというのは現在の園で、十分とは言いませんけど大方やっておられます。今回の民営化の一番大きな理由というのは、非正規職員の雇用先の確保だろうというふうに思いますが、本来ならば、民営化する一番のメリットというのは、やはり、私は財政的な軽減を図ると。説明の中で財政的な軽減は短期ではそんなに変わらないというお話でございました。もちろん、それはすべての正規職員を解雇すればもちろんなるわけですが、正規職員は残りますので、そういうわけにはいかないわけですが、しかし、問題はやっぱりこの辺だというふうに思います。民営化しても、保護者のニーズに対応をするのは現状と大して変わらないし、経費の面もそんなに軽減にはなっていないというような状況があるならば、なかなか民営化を保護者あるいは地域の人に説明していく、説明が非常に難しいのではないかなというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げたように、いきなりそういう民営化の、4園全園民営化すれば、確かに経費削減にはつながっていくわけですが、今、そういうことをいきなりやれば、かえって混乱すると、保護者の皆さん方にも住民の皆様にも、これは理解を得ることはなかなか難しいのではないかと考えております。

やっぱり、民間保育園のよさというものも出していただけるというように思っております。それは、ニーズに柔軟に対応できる、素早く対応できるといった面や、あるいはまた、今、6時ですか、7時までの延長保育をやるんだとか、それからあるいは土曜日だとか休日保育といったような要望がたくさん出ております。これは、保育園の保護者のアンケート結果などから明らかですが、そういう要望がたくさん出ております。そういうことに、例えば柔軟に民間保育所がこたえるならば、やっぱりやってよかったなということになってくるのではないかと思います。そういうことを実践しながら、ああ、これだったら十分やれるということになれば、その次には

やっぱり考えてもいいのではないかと思いますけれども、やっぱり段階を踏んでいくべきではないかと思っております。そういうことで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 保護者のニーズということが出ましたので、保護者のニーズ、これは早朝7時から、これは保護者ニーズのアンケートの中からはなんですけど、早朝7時から預かってほしいと言われる方が32名、これは全体の10.8%です。延長保育19時まで、これは44名、14.9%です。これはダブっている方がおられますので、幾らでしたかね、現在預かっている、そんなに高い数字では私はないような気がしておりますことを申し添えておきます。

それから、3月議会で雑賀議員の質問に対して、民間委託先の件について町長が答弁されておられます。ある会社に来ておる、あるいはNPO、あるいは学校法人に委託をお願いしたらいいというようなお話がありました。私は壇上で申し上げました。移管先は、鳥取市では移管先は認可保育の資格のある福祉法人ということであり。それは、過去、民営化した反省の中からそういう言葉が出ています。私もそれはそのとおりだというふうに思います。町内には認可の福祉法人がありませんのでなかなか該当はできないと思いますが、私は、NPOとかあるいは学校法人ではなくして、町内にあるきちんとした社会福祉法人に民間先をお願いするべきだというふうに思います。町長は、NPOも学校法人も、それから来ている会社もある、民間先は多様なニーズがあるというふうにお答えされてますんで、もう2年後といえは準備をしていかなければなりませんので、その点についてはどういうふうにご考慮されるのか伺っておきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。御指摘のとおり、資格のある認可の受けた福祉法人が町内にあれば、これにこしたことはないというように思うわけですが、全国的に見れば、例えば、前回の議会でも申し上げたように、法人の方から、株式会社の方から申し込みを受けております。そういうこともありますし、それから社会福祉協議会などが運営しておる、あるいはまた宗教法人がやっておるといようなことが全国的にはたくさんございますので、住民の皆さん方に安心してもらえる、あそこなら大丈夫だわいと言っただけのようなところを選定をしたいというように思うわけですが、まだ具体的にここだというのは持っていません。そういう漠然としたイメージの中から、やっぱり住民の皆さん方が受け入れていただける、なじみのあるものではないといけんのだろうというように思っております。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） そろそろ時間が来ましたが、鳥取市の場合も民営化するの

に少し時間をやっぱりかけておられます。町長の言われますように、2年後ともなれば、4年、5年ですか、5年の初めには、てことは、1年間ぐらい準備期間をかけておられますし、それから、子供が新しい環境になじむのにやっぱり最低3カ月はかかるそうです。ですから、準備は早い方にこしたことはないというふうに考えています。まだ先というようなお話ではなくして、やはり準備を、担当課なりを中心に進めていただきたいというふうに考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。3月議会が終わった時点で、保育園の正職員さんや臨時職員さんすべて、職員の皆さんにお集まりをいただいて、町長としての考え方を御報告し、それについての御意見もいろいろいただいたりしながらスタートを切ったところでございます。

従来、職員の皆さん方にはそういう話をしておりませんでしたので、不安に思われてはいけません。そういうことで、今回のねらいといったものもお話をさせていただきました。その後、いわゆるメールなどでも御意見を保育園の方からもいただいたりしまして、少しずつではありますけれども進めておるところであります。

今後は、やはりこの保護者の皆様方にそういう方針の説明をしなければいけないというように思うわけですが、先ほど申し上げたように、ある程度の骨格が決まらんと、何となくそう考えておりますというようなことではなかなか話が通じませんので、ある程度の骨格を定めて、保護者の皆さん方にも御理解をいただくような取り組みを進めたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 準備を早急に進めていただきたいというふうに思いますし、最後になりますが、管理先は、できれば町内にある社会福祉法人を主に考えていただきたいというふうに申し添えまして質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（石上 良夫君） 以上で、12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 次に、5番、景山浩君の質問を許します。

景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

情報発信の考え方についてお尋ねをいたします。今日、行政全体の大きな流れとして、地方分

権、地方主権、道州制の導入など、地域自治の強化が言われております。いずれも、中央の権限を地方や基礎自治体に移譲することで、より地域の実情に合った政治を実現しようとするものです。

ところが、この地方分権が進むということは、首都圏の都市のように企業立地も多く税源も豊富で、専門的な人材や情報、ノウハウにも恵まれている自治体と、地方の、そのような地域経営資源に乏しい自治体とでは、経営資源の補完ができなければ、国がある程度一括して政策決定を行っていくという現在の状態よりもさらに格差が拡大し、地方分権の目的に反して地域住民の生活の安定や満足度が低下していくのではないかというおそれもあります。

一方、子育て支援や教育水準の向上、よりきめの細かい医療体制や高齢者福祉など、地域の行政に対する住民ニーズは今後とも拡大を続けていくことは想像にかたくないところです。限られた財源や人材の中で、行政として何に取り組んでいくのかを選択する、また、町として集中的に資源を投入して南部町の強みとするという、行政の果敢な意思決定が求められています。このような行政運営を行っていくためには、住民の行政への関心の高まりや、町や議会が何ゆえそのような選択をしたのかということに対する理解が欠かせないと思われまます。そして、そのためには、より広範なきめの細かい、わかりやすい行政情報の発信が必要不可欠であると考えまます。

そこで、お尋ねをいたします。1番、現在の情報発信の概要、状況の説明を求めまます。2番、情報発信の重要性をどのように認識しておられるでしょうか。3番、現在実施しているタウンミーティングへの住民の皆様のご感想はいかがででしょうか。4番、行政が取り組もうと考えることだけでなく、町が抱えている問題点全般にまで範囲を広げた情報発信の仕組みができないでしょうか。例えば、病院やごみ処理、国民健康保険等が抱える問題などでございまます。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしままいます。

情報発信の考え方についてということございまます。どのような概要、状況になっておるのかということございまますけれども、行政の情報発信の手段として、毎月1回発行の広報「なんぶ」、「情報☆なんぶ」を使って町民の皆さんに伝えなければならない行政情報を発信してございまます。

また、なんぶS A Nチャンネルによる町の話題や、文字放送による町政に関する情報発信を行ってございまます。ケーブルテレビを整備したことによって議会中継も可能となり、今まで以上に町政や議会に対する町民の皆さんの関心度が高まったのではないかとと思いまます。

また、防災行政無線を利用して、毎日3回の定時放送を行っております。この防災行政無線につきましては、行政のみならずJAや社会福祉協議会、各集落単位の地区放送としても活用されております。そのほか、インターネットを活用して、町のホームページで最新の情報や観光関係の話題提供など、いろいろな方法で行政情報を中心にお伝えをしているところであります。

また、新たな動きとして、5月からは、今まで町が直営で行っていた広報発行業務やなんぶSANチャンネルの番組制作、防災行政無線の吹き込み業務を、新しく設立されたNPO法人なんぶSANチャンネルに委託しました。このことにより、テレビ番組の制作や広報の制作などにNPOの理事さんや、以前にも増して多くの町民の皆さんがかかわっていただくことができまして、町民目線でわかりやすく情報を提供して町政への関心を高めていくように努力をさせていただいてるところであります。

次に、情報発信の重要性をどのように認識をしておられるのかということでございますが、もちろん大変重要であると考えているわけです。行政の例ではないのですけれども、本町の地域振興会では、地域特産物として竹するめを開発いたしまして、町内ばかりでなく県外各方面から問い合わせが来ているとのことであります。このことは、商品の味やそのユニークさももちろんですけれども、さまざまな機会やメディア、媒体を活用した効果的なアピール、つまり情報発信によるところが大きいと考えております。

しかし、現代の社会は、欲しい情報を欲しいときにだけ受け取りたいというニーズが強くなっている現状もあります。行政側からの一方的な情報発信だけではなく、リアルタイムで町民の皆さんがどのような情報を求めているのかを的確に判断して、できるだけ要望に即した対応をしていく努力もしていかなければならないと、このように思っております。幅広く御意見を聞く機会を今後もつくっていくように努力をまいります。

タウンミーティングの住民の皆様のご感想はということでございますけれども、これについては、私が席上お話ししたことで政策や施策の趣旨や重要性がわかったとおっしゃる人も多くおられます。また、他の集落で実施された内容を聞き、自分の集落でも実施したいとお申し込みをいただく場合もございます。これらのことから、実施集落の皆様には、町長から直接情報が聞けて、話が聞けて、役場や行政が身近に感じられるようになったと感じていただいていると思う次第です。

現代の社会は、行政だけで自立した町づくりを目指していくことは困難な状況になっておりますので、町民の皆さんとのパートナーシップ関係を今以上に構築していくことが必要となっております。このため、タウンミーティングは今後とも続けてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、行政が取り組もうと考えることだけでなく、町が抱えている問題点全般にまで範囲を広げた情報発信の仕組みができないかということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、厳しい財政状況の中、今まで以上に住民の皆さんの行政への関心の高まりや理解が欠かせないと思います。景気の後退や高齢化、人口減少など、これまで経験したことがない社会状況が既に進行しており、南部町でも今後どのような問題が顕在化してくるか、はかり知れないところであります。そのような中、行政に対するニーズはますます多様化し、増大化し、もはや地域の住民が安心して暮らしていける状況を維持し続けるという行政の最大な使命は、役場だけで果たしていくことは困難な状況が始まりつつございます。

このようなことから、行政としましては、町民の皆様にも町政に関心を持っていただき、これからの町づくりに参画していただくような努力をしていかなければならないと考えております。そのため、町が抱えている行政だけで解決できない課題なども、わかりやすく町民の皆さんに情報発信をしていくことで、町民の皆さんと行政がともに向上を図ることができると考えているわけです。具体的には、健康診断のお知らせを、その効果を含めて今まで以上に行うことで健診率の向上を図り、町民の皆さんの健康維持と医療費にかかわる会計の支出軽減を図ることができます。また、ごみの分別方法をお知らせすることで可燃ごみの減少を図り、焼却コストの低減化や、ごみ焼却施設の延命化により行政と住民の皆さんの負担軽減を図ることができます。

ただし、このような仕組みをつくっていくためには、幾つかの問題点を解決していく必要があります。主な問題点として、第1点目は、社会の中にあふれる情報の洪水の中で、何をどう選別して、どのような形で発信していくべきかという問題があります。行政が何でもかんでも情報を提供すればよいというものではなくて、本当のものを見きわめて提供することも必要であります。例えば、ノーテレビデーのように、逆に情報を遮断して家族のコミュニケーションをとるような方法も大切であると考えます。

第2点目として、情報の公平性や中立性、客観性をどのようにして担保するのかという問題があります。現状や実績の数値だけを統計的に羅列するだけであれば問題はないのですが、将来的にどのような影響が住民生活に出てくるのか、そういう推計や予測については、その解読の仕方によって大きな差異が出て、主観的な要素が大きくなる可能性がございます。

このことから、町民の皆さんが主体的に情報を取捨選択する力を持ち、それをもとに意思決定し、自分たちの生活や地域を向上させていく、その仕組みを住民と行政が連携する中で確立していくということが今後必要になってくると思っているわけです。町としましても、すべての情報を行政課題として済ませることではなくて、必要なものは町民課題としてとらえ、情報発信を

通じて町の課題の解決に努めていきたいと、このように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。テープの入れかえします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、なんぶSANチャンネル、これがNPO法人化したということで、情報発信の幅というものは、町が直営であったときよりも多分もっと広がっていくのだろうなど。そして、町が直営がだめだと言っているわけではありませんけれども、NPO化したことによって、より住民の皆さんが求めておられるような形での発信ですとか、求めておられるような種類のものというものを発信をしていっていただきたいということもございます。今後、番組構成等々、従来と違った、NPO化したことの意味合いを含めて、何を考えておられるのか、どういうふうなことを予定しておられるのかということがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。お答えいたします。

今後につきましてですが、大きく分けて2つ申し上げたいと思います。まず、やはり何といたしても町民の皆様のさまざまな情報、行政からの情報をお知らせするという使命を持っておりまして、そのあたりをよりの確に、そしてわかりやすくという部分を考えております。

もう1点は、やはり我が町に皆さん、誇りと愛着をさらに持っていただきたいということで、やはり身近な情報、ここにこんなものがあつたのかというような情報なり町の皆様の暮らしを伝えるという生活密着情報と申しますか、そういうところに力点を置いてまいりたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 今回の一般質問も、壇上での私の質問を聞いていただいたら大理解をいただけたのではないかと思います。行政の課題を一緒になって考えていくといった面からのSANチャンネルさんの今後の取り組み方といったようなことってというのは、何かお考え

になっているようなことは特にございませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 政策課題ということでお尋ねでございますか。

企画政策課長でございます。お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、町が抱える問題、そして住民の皆さんも抱えていらっしゃる問題、同じ問題、1つの問題が両者の問題であるというようなことが多々ございます。町長の答弁の中にも、ごみの減量化で支出を減らすことが、行政にとっても、それから町民の皆さんにとっても相互の利益に通ずるというようなこと、それから、健康診断を受けていただければ、それだけ皆様の健康が維持できて、そして医療費の会計の保険の持ち出しも軽減できるというような部分がございます。相互に利益があることについては、やはり今後、さらに積極的にこの情報発信をしていくという、それにやはりテレビも利用していくと、S A Nチャンネルも利用していくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 少し前から、広報「なんぶ」の方に町の財政の状態とかそういったものを中心にわかりやすく載せていただいております、あ、こういう、収入がこうなって、その収入の内訳がどうで、支出が一体どういったものにどれくらい使われているということはとてもわかりやすく、私たちは議場で詳細な資料をいただきますが、町民の皆さんにもわかりやすいものが出て、出していただいているなという思いはしております。

実は、先月、研修に行きました。行かせていただきましたときに、とある地方自治体の一般会計の予算書と、それと、皆さんよく御存じの決算状況の一覧表、これをいただきました。ここは財政破綻をしたところなんですけれども、これを見てとってもびっくりしたわけです。

といいますのが、ちょっと中を御説明させていただきますと、歳入、歳出の総額が114億4,000万円ほどです。これに対して、一時借入金の限度額といいますか最高額が110億に設定をされています。それと、一般会計の裏に、裏といいますか、これ多分、別刷りになってたとは思いますが、別の特別会計、観光事業会計というふうになってますが、これが一般会計の総額の114億に対して95億ほどといったような特別会計ですね。そして、こちらも一般会計と同様に、一時借入金の最高額の限度額が90億という、会計全体の金額と同じような金額が一時借入金。一時借入金といいますと、一時的に資金が不足して場つなぎ的に借りていくという、民間企業で言えば、運転資金の借り入れのショートしかねないときに借りていくといったような種類のものが、一般会計の総額とほぼ同じ金額が設定をされていると。

こちらの決算状況の方を見ましても、諸収入とか出資、投資、こういったものが突出してどおんとでかくなっている、そういったものを、これも多分、情報発信といいますか、明確に議会の場で示されて、もしかしたらその先に町民の皆さんにも示させていただこうというふうに思うわけですが、やっぱりこの情報といいますか数字だけが出ても、意識が低かったのかどうなのか、ちょっとそのときの状況というのはわかりませんが、やはり、ある程度加工してなければ、この数字の意味合いがどういうことなのかということを、解説が入ってるといえることがなければ、やっぱり情報にならない。うすうす気づいておられた方も何人かはいらっしたんでしょうけれども、全体としてまあこういったもんかなというふうなところで、さらっと流れていったのではないのかなという気がします。

もちろん、南部町議会でこういうものをすんなり通したり、南部町の当局がこういう数字のものを出してこれらという話ではありますけれども、大きい小さいはあっても、こういった傾向が少しあるようなものが、もしかしたらもっと小さいもので隠れているかもしれないわけです。この行政の財政に関するような情報で、今後、この状態で進んでいけばどうなるかもしれないとか、もっと悪化したらどうなるかもしれないといったような、そのケースとかシナリオ的な、そういう、なかなか行政の方にこれを求めるのは難しいとは思いますが、そういった考察を加えたような格好での情報発信というものはできないものかなということをお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。財政推計ということについては既に明らかにしておるわけでございまして、過去にお話ししておりましたのは、平成22年という年は、非常に起債償還のピークに当たって、あのまま行けば歳入も乏しくなって町財政は非常に緊迫した状況になるんだというようなことを推計してまいりました。そうならないために、ではどうするかということで、いろんな手当てをして、今現在22年度を迎えて健全財政で運営をしておるということでございます。

ですから、そういう問題を絶えず外に向かって、あるいは内部に向かって発信をして、注意を喚起していくということについては、大変大切な課題だろうというように思っております。

1つだけ、私がちょっと、そういう推計をするときに若干ちゅうちょするといいたまうか、部分は、結局、国の交付税だとか国庫補助金、国庫支出金で大方の財政を賄っている我が南部町の財政にあっては、結局、国の意向でその推計も大きく左右されるわけでありまして。オオカミ少年になりかねないと。いつも、えらいえらいって言って、金がない、金がないって言っとるけど、何とかなっとるがなというのが町民の皆さん方の一般的な受けとめ方ではないのかなと思ったり

もします。やっぱり、自立できる、自分の自主財源である程度自立できる財政というものを持っておれば推計にも力が入りますけれども、しょせん、国や県の財政に大きく依存している状況では、やってもむなしということがあるわけです。そういうことがあります。

それと、一般的にこの財政の問題なんかは、専門用語やあるいは専門性が高くて、なかなか一般の町民の皆さん方になじみにくい課題であります。したがって、我が家の家計に例えればというようなことで置きかえて、わかりやすくする努力はしていただいておりますけれども、ちょっとなじみにくい課題ではないかなというように思っておりますが、わかりやすい情報発信の方法というのは永遠のテーマで、課題としてとらえながら、今後も努力をしていかなければいけないと、このように思っております。

それと、もう一つ、去年からでしたか、町内の全世帯に、ことしどんな仕事をするのかということをお配りの形でお配りをいたしております。そういうものを見て、町民の皆さん方が、町政に対する関心を深めていただいたらと、このように願っておりますので、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 確かに、全体的な予算、先ほどの某自治体なんかも全体的におかしくなってしまったということで、全体的な予算が、自主財源に基づいてどうこうということではなくて、国からの補助金、交付金で左右をされるということからすると、全体を通してどうかということ推計するのは、今言われたとおり、なかなか難しい面もあるのではないかなということは、私も、確かにそうだなというふうには思います。全体はもちろん大事ですし、個別の問題も大事なことが非常にたくさんあって、町民の皆さんからすると、もちろん全体もしっかり安定してほしいでしょうし、自分が関心のある部分とか、そういった面について、今後どうなっていくのかなというところの方が、より関心が高いのではないかなという思いがします。

そこで、1つ御提案というか、お考えをいただきたいなというふうに思うところなんですけれども、冒頭の答弁でもありましたように、情報というのは非常にたくさんな情報、いろんな種類の情報が大量に流れてきているということで、それをただ羅列的にだらだら流す、その中から重要だと思うものを勝手にとってくれということは、出す方も出される方にとってもほとんど意味がないことだろうなというふうに思います。地域の住民の皆さんは、先ほども言いましたように、ただ数字が出てきても、なかなかわかりにくい。それと、その中でどれが本当に自分たちが欲しい数字なのかとか、そういうものもなかなかわからないということがあります。

そこで、この情報について、役場と議会と地域の皆さんと、そしてそれについての専門的な知

識をお持ちの方と、新たなそういった機関をつくってはどうかという御提案をさせていただきたいというふうに思います。どんな情報を発信をしていくべきかという考え方ではなくて、住民の皆さんがどういったことを知りたいのかということをとっていただきたいと、出していただきたいと。例えば、先ほどありましたごみの問題についてもっと知りたいとか、健康診断のことについてももっと知りたいとかということ、知りたい情報を、何が知りたいのかを探って出すのではなくて、その中で住民の皆さんが、自分たちの知りたいことを手を挙げていただく。そして、行政としては、それに関する基礎的なデータ、数値、そういったものを提供していく。専門家は、その数値をどういうふうに読んでいくのかということ、考察、解析、そういったものを加えていって、そして住民の皆さんに本当にわかりやすい、一目瞭然だといったような、そういった形にして、本当の意味での情報という格好にして提供していく、そういったものがないのかなと。

多分、どこでもそういったことにはまだ取り組んでいらっしゃるんだろなというふうにするんですけども、そういった取り組みをしないと、多分、わかりにくいけん、嫌だわという、そげな数字、見たってわからんしということは、そう簡単に、一朝一夕で直っていくといえますか改善されていくものではないだろうなというふうに思いますし、当然、行政の方からも、やっぱりある程度、この情報は出したいけどこの情報は出したくないといったようなことも、無意識のうちにもあるかもしれないというふうに感じます。そういった、情報がある程度管理をしたり、加工したりというような、そういった第三者的機関になるのか、あれなんですけれども、そういうものが考えられないのかどうなのか、これも思いつきのような話ではありますので、当初の質問書にも書いておりませんが、そういった方向性での検討の可能性の有無といったようなことを、簡単に結構ですので御答弁いただければと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいまの御提案について、企画政策課長として見解を申し述べます。

今後、具体的に検討を実際に進めていきたいというお話を聞きまして、考えたところです。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただいて、実際にそういったものが動いて、より住民の皆さんが知りたい、わかりやすい情報というものがどんどん入ってきて、実際に自分の町をどうしたい、現状、こういったことだけでも、こうしたいというふうに見えるような、そういった町になっていければなというふうに思います。

壇上の御答弁でもありましたけれども、今後は、行政、議会、そして住民の皆さん、まあちょっと順番が逆だったかもしれませんが、この3者間の、緊張間はもちろんですけども、パートナーシップがなければ、やっぱり町の発展というものは考えられないというふうに思います。このパートナーシップを構築するためには、やはり意思の疎通というものが非常に重要です。お互いに何を考えてる、お互いにお互いのことを考え合って言ってる、自分のためじゃなくって相手のことを考えた、そういったことを行ってるんだということをお互いに伝え合って理解を合えるということがとても重要になってくると思います。これは、行政にお願いをしたりするだけではなくて、私も一議員としても、今後は当然、考えていかなければ、さらに考えていかなければいけないことでもあると、ここで言っちゃいますので、今後、私も制約を受けるわけなんですけれども、そういうふうに思っております。行政当局としましても、より実効性のある施策を考えていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 以上で、5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで、休憩をいたします。再開は、午後1時20分とします。

午後0時20分休憩

午後1時22分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。それでは、石上議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

私は、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について質問させていただきます。この本人通知制度、事前登録制の導入についての経緯でございますが、2005年に大阪で発覚しました、第三者による戸籍謄本等の不正入手事件について、人権侵害につながる重大な問題ということで、真相究明、問題解決の取り組みを人権団体の方々が中心となって進めてくる中で、この本人通知制度、事前登録制度の取り組みになったと聞いております。

この本人通知制度、事前登録制の導入の趣旨でございますけれども、1つは、通知を希望する被交付請求者、事前登録者に戸籍謄本等の交付請求の事実を知らせることにより、当該請求が不

正であった場合、その早期発見につながり、個人情報不正利用防止や事実関係の究明が可能になることとなります。2つ目は、本人通知制度の導入により、不正請求の発覚可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果の期待があるということでございます。代理人や第三者を名乗る人から住民票の写しや戸籍謄本や抄本などの請求を受けた場合、希望した本人に交付事実を郵送で知らせる制度でございまして、事前に登録した方の住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者、国及び地方公共団体は除きますが、に交付したときに、登録した方に対して、その交付した事実を通知することにより、住民票などの不正請求や不正取得を防止するために実施するということでございます。

既に、昨年の6月より大阪府の11市町村で実施されておりますが、埼玉県では、ことしの6月から県内64全市町村で始まっております。また、県内では智頭町さんが4月から実施されるということをお聞きいたしております。本町では、平成18年3月に策定されました南部町総合計画の中で、一人一人を大切に教育と文化の町づくりの1項目めに、人権尊重社会の実現をうたっております。また、町長のマニフェストの中でも、人と環境にやさしいまちづくりの具体的な取り組みの中での人権教育や啓発で人権を守り、人を愛する平和な社会づくりを掲げておられますので、本町でも導入に向けた取り組みをいただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

住民票などの第三者交付に係る本人通知制度についてでございます。この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得防止を目的としており、本人の代理人や第三者による請求に基づいて住民票や戸籍謄本を交付したときに、交付事実の通知を希望されている事前登録者に対して、証明書の交付年月日、交付した証明書の種別及び通数といいたいまいしょうか、または件数、交付請求者が代理人または第三者かの別について通知をする制度であります。大阪府では、一部自治体で平成21年から始まっております、埼玉県では、今年度より全県で始まっていると聞いております。鳥取県内では、智頭町で本年4月から実施されております。

議員御指摘のとおり、現在は、証明書の発行については、証明書の不正取得や不正な届け出事件を受けて、本人確認のルール化も厳格化し、そして定着をしてくれており、窓口にお越しになられた町民の皆様にもスムーズに御協力をいただいているところでございます。第三者請求についても、法律により取得理由や請求者に対しての要件が厳格化され、以前と比較して不正な取得は

起こりにくくなっていると言えます。しかしながら、不正な取得が根絶されているとは言えないため、このような取り組みを行っている自治体があるものであります。

本町における昨年の住民票、戸籍など証明書の発行件数は、住民票については4,915件、戸籍については3,269件交付を行っており、そのうち第三者請求は、住民票が1,000件、戸籍証明1,996件で、約37%になります。最も多いものは、戸籍証明については自治体などの公用請求で、住民票については債権回収関係での住所確認のための住民票の発行であり、ほかには、司法書士などによる職務請求によるものであります。通知制度の実施については、現在行っているところは事前に登録をされている方のみで通知をする方法であります。ほかに考えられるものは、第三者請求に係るものすべて通知を行うこととあります。

いずれにしても、正確性、迅速性を期すためにはシステムの改修も必要となってくると考えられます。本人通知制度につきましては、法律に基づく制度ではなくて、あくまでも自治体の責任において行う制度でありますので、制度実施に当たっては十分にメリットやデメリットの検証を行うとともに、システム改修、維持関係の費用面におきましても、国の補助は見込めないというようなこともありますので、これは総合的にしばらく検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。既に、先ほども答弁いただいた中に、埼玉県在全市町村が取り組むというようなこともございます。確かに、システムの改修の費用とか、あるいはそれをもう一度、第三者で請求があったものを該当の方に通知するということが事務量がふえるというようなこともございますので、大変すぐにはならないというようなことはあるかと思っておりますけれども、既にやっているところもございまして、人権団体の方からの強い要望もあろうかと思っておりますので、ぜひ前向きな取り組みをお願いできたらというように思うわけでございますが、その辺については再度お願いしたいと思うところでございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げたように、検討をしてみたいというように思っております。いましばらくちょっと時間をいただきたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 検討していただいて、できるだけ早く取り扱っていただきますことをお願いして、簡単ではございますが、これは、するかしないかということよりも、いかにし

て住民の個人情報というようなものについて、不正防止をするというようなことの観点から、できるだけ取り組みになっていただきますことをお願いして、簡単ではございますが私の質問にかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で、2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、4番、植田均君の質問を許します。

植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。私は、質問通告いたしました3点について、町長の見解を求めます。

初めに、西伯病院の起債利息の一般会計からの繰り出しについて質問します。3月議会で、町長は、過去6年間、西伯病院の建設に伴う起債の利息を負担してこなかったとして、22年度の一般会計当初予算で、過去6年間と22年度分西伯病院建設起債利息の町負担として2億3,804万2,000円を病院事業会計に繰り入れました。3月議会での突然の町長の説明は、極めて不十分なものだと感じました。私は、3月議会最終日に、委員会の報告では十分議論が尽くされていないとして執行部に再度の説明を求めましたが、答弁されないまま議会は閉会しました。

町民の皆さんからは、一般財源からの支出はしないと行って西伯病院をつくったはずではないか、どうなっているんだとか、過去にさかのぼる支出ができるのかなど、さまざまな疑問や不安の声が上がっています。また、鳥取県自治体病院補助金交付要綱には、一般会計から病院会計へ繰り出しする事業を行う町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付するとしています。このことは、町長の説明と矛盾しませんか。明確な答弁を求めます。

次に、地域振興区のあり方について質問します。3月議会で、それまで3年間の時限立法であった地域振興区設置条例の時限がなくされました。議会提案に先立って見直し検討委員会が設置されましたが、この条例等見直し検討委員会には、当初、公募委員も含め検討されるはずであったものを、町は、途中から会長、副会長、社会福祉協議会会長、学識経験者の構成に、議会に説明もなく変更されました。そして、検討された中身は字句の訂正にとどまっており、3年間の事業がどうだったのか検証されたとは言えないと考えます。多額の税金を使ったこの事業の評価を客観的に示す説明責任が町長にはあるものと考えます。

そこで、具体的に伺います。この事業の3年間の税金を投入した総費用、幾らになるのでしょうか。また、この事業の成果について、町民の皆さんによくわかるように十分な説明を求めます。

第3の質問は、障害者住宅改良助成制度についてです。南部町は現在、この制度はどうなって

いるのでしょうか。平成18年度当初予算を見ますと、この制度が予算がついております。鳥取県西部の市町村では、米子市、境港市、大山町、日南町、江府町でこの制度が整備されているものと認識しています。私は、障がい者の方から、どうして他の自治体でできることが南部町でできないのかと相談を受けました。南部町においてもこの制度を活用し、障がい者の方々が安心して暮らせるよう施策を充実させることを求めて、この壇上からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、西伯病院の起債利息繰り出しに関する件でございます。議員の御質問は、3月議会でも御議論をいただきまして、私どもも十分説明した事項であると思っておりますけれども、誤った見解から疑念をお持ちのようでございますので、改めて説明を申し上げます。

まず、議員の質問は、大きく2点に分かれております。まず、私の3月議会所信表明で、過去6年間、西伯病院に対して起債利息を負担してこなかったと説明をしたわけでございます。病院は50億円以上の大金を投じて建設いたしました。これはだれのものかと言えば南部町、すなわち南部町民のものでありまして、町民の皆さんの資産であります。黒字で資金に余裕があり、病院の医療収入で賄えるのであれば、それにこしたことはないでありますけれども、議員もよく御存じのように、診療報酬は、ことしこそプラス改定でありましたが、過去10年間マイナス改定で、これが続いたわけでございます。

また、これに追い打ちをかけるように、医師不足の問題があります。19年度以降でも、診療所独立による退職が2名、他病院への流出が2名、そして、昨年精神科医師の病気休職など、医師の減少は1医師が1億円の収入と言われるように、直接病院経営に影響をしております。さらに昨今、マスコミが頻繁に取り上げているように、医師を補強しようにも医師不足は社会問題でありまして、簡単にはいかないであります。

では、このような病院の窮状を一般会計から支援できたかと言えば、それもなかなか困難なことではございました。病院建設とほぼ時を同じくして、三位一体改革により地方交付税の大幅な削減が行われまして、全国の自治体に激震が走ったことについては、改めて申し上げるまでもございません。

したがって、私が3月議会で申し上げたことにつきましては、1つ、超高齢社会の中で、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるためには、その医療の中核となっている入院機能を受け持つ病院は重要であるという社会的な背景、そして2番目に、平成18年決算時、3億を超えていた内部留保金が、診療報酬の削減や医師の流出などから年々減少する中で、将来へわたっての

安定経営には一般財源の投入が必要になってきたという経営上の側面、一方、この間、町自体に財源の余裕がなく、県補助や交付税などの町への歳入が見込める額以上は繰り出しができなかった町財政上の経過、以上3点を総合的に判断いたしまして、病院の経営改善を前提に一般財源繰り出しを去る3月議会に提案し、議決をいただいたものでございます。また、繰り出す額についても、県からの利息補助金額を根拠としたものであります。

私も、合併に当たって、当時の会見町の皆さんに、西伯病院は一般財源の投入は必要ないと申し上げてきましたので、先ほど申し上げた、病院を取り巻く実情を御理解いただきたく、町長とあすの南部町を語る会を集落単位で開催いただき、その中で、病院についても説明し御理解をいただくようお願いをしておるところでございます。

次に、議員質問、2点目でございますけれども、鳥取県が行う補助事業で、自治体病院を建設した自治体に対し、利息補助を行う事業について、その要綱の読み方の御質問であろうと思えます。そもそも病院は公営企業会計でありますので、その資産の償却は病院会計で行うことは議員も御存じのとおりであります。この補助要綱は、利息を支払う病院会計へ一般会計から繰り出し事業をする町村に鳥取県は利息補助の補助金を出すのが、町村の負担を問うものではありません。すなわち、町の繰り出しを条件にした県の上乗せ補助金ではないのであります。この事務事業については、南部町は一般会計からこの補助事業の上限額である2分の1を病院会計へ繰り出し、その同額を鳥取県から南部町に補助金として受け入れておりまして、鳥取県との一連の事務作業において疑義が生じたことは一度もありません。5月30日付のなんぶ民報に掲載されたような、県からの利息補助以上に病院会計に繰り出しすることを条件にしたものではありません。この広報には発行責任者は日本共産党南部町委員会となっておりますけれども、もし議員がこの記事に関係なさっているとすれば、非常に残念に思うわけであります。

議会活動の上では多様な意見がありまして、見解が異なることはあっても当然のことであるということは言うまでもございませんけれども、議会議員として不明な点があれば、住民へ広報される前に議員活動として調査をされるべきではないでしょうか。正しい情報収集がまずなければならぬと思うのであります。公党の発行する広報であれば、なおさらその情報の正確性が求められるものだというように思います。このたびのような不正確な補助要綱の読み方で、住民の皆さんに混乱を招くようなことがないように、この場をかりてお願いを申し上げておきたいと思えます。

次に、地域振興区のあり方についてでございます。まず、この事業の3年間の総費用についての御質問でございますが、職員の人件費を除いて1億3,604万8,000円の費用を要して

おります。3年間でございます。これは、従来、区長手当などの町の支出をまとめて交付金という形で支出したものであります。町は合併当初180名以上の職員を抱えておりましたが、退職勧奨などの行政改革を行い、現在138名まで人件費の縮減を図っております。これに対して、会長、副会長の人件費は、総額は約、職員2名程度分でございますので、決して余分に費用をかけているという指摘は当たらないというように思うわけであります。

次に、この事業の成果についての御質問でございます。まず、これまで幾度となく申し上げてまいりましたけれども、この地域振興協議会の設置目的について再度申し述べさせていただきます。これは、みずからが可能な範囲において、地域のことは地域で決め、地域の課題は地域で解決をし、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨のもとに、責任と誇りを持った新しい仕組みづくりを構築するための組織として設置をされまして、3年が経過したところであります。このことは、昨今、政府が提唱しております地域主権、つまり住民が地域で主権を行使することが、本町では既に3年も前から取り組まれていたということにほかなりません。そして、その活動は、地域のコミュニティーや産業の活性化、防災活動を通じての安心・安全の地域づくり、地域の福祉力の向上、生涯学習の充実など、広範、多岐にわたります。

さて、その事業成果について、以下、何点か申し述べたいと思います。まずは、地域のことは地域で解決をするという機運の高まりでございます。これは、さきに述べましたとおり、地域振興協議会最大の設置目的でございます。昨年度、すべての地域振興協議会で地域づくり計画が完成し、現在はその計画の実践段階へと移行しております。その活動の中で、地域の現状、課題を見直し、自分たちで解決していく方策を見出し、お互いに協力し合いながら取り組みを進めておられる姿を見受けます。

具体的に何点か申し上げます。まず、ごみの減量化の取り組みです。地域振興協議会単位で、現在、可燃ごみ5%の減量に取り組んでいただいております。平成21年度の実績では、すべての地域振興協議会で、平成19年度と比較して可燃ごみの搬出量が減っており、南部町全体では、平成19年度比で94.6%となり、5%の減量を達成いたしました。その取り組みの中で、特に特徴的なものとして、東西町地域振興協議会で実施しているエコポイント制度があります。エコアドバイザーを設置し、ごみの分別を徹底したり、取り組みの成果としてエコポイントを地域住民の皆さんに与え、そのポイントに応じた特典を送っております。これらの活動を通じて、地域住民相互のつながり、きずなが大きく深まっております。

次に、不法投棄防止の取り組みであります。南部町内の山間部では、至るところでごみの不法投棄が見られます。これまで、行政としまして不法投棄防止の看板を設置するなどして防止に

取り組んできましたが、不法投棄は後を絶ちませんでした。このたび、大国、法勝寺地域振興協議会では、地域の方が知恵を出し合って、赤鳥居を設置したり、会見富有の里地域振興協議会では、不法投棄防止パトロールを実施したりと、地域住民の方の力を結集し、防止に取り組んでいただいております。今後の成果に大きな期待をしているところであります。

次に、特産品開発についてでございます。現在、南さいはく地域振興協議会では、ウドの生産と加工、また、法勝寺地区地域振興協議会では、マコモダケの生産、会見富有の里地域振興協議会ではホタル米の販路拡大に取り組まれております。4月に兵庫県宝塚市の花と緑のフェスティバルに南部町の物産を出店したところ、ウドの漬物やホタル米が飛ぶように売れたと聞いております。今、地域振興協議会では、自分たちのつくり上げた特産品の販路を拡大し、地域の活性化を進めておられるところであります。

また、南部町には路線バス、ふれあいバスが通らない集落もございます。町としましては、全体の路線を考えると、すべての集落にバスを通すということは非常に困難でございます。そこで、南さいはく地域振興協議会では、共助交通システム、すなわち、助け合いで交通不便地域を解消しようという試験的な取り組みがなされております。運転手を募集、登録し、その方が高齢者の方などをバス停や病院などまで送迎することで交通不便を解消しようというものであります。

また、あいみ手間山地域振興協議会、会見富有の里地域振興協議会合同で、御内谷線存続委員会を自主的に立ち上げ、アンケート調査を実施するなど、自分たちの生活路線は自分たちで守ろうという活動が進んでおります。

次に、防犯活動についてであります。子供は地域のかげがえのない宝であります。その子供たちを守ろうという取り組みも進んでおります。現在、多くの協議会で青色防犯パトロール隊を結成し、下校時間に合わせた見守り活動をされております。南部町内でも、近年、不審者情報や、実際に下校中の高校生が被害に遭ったという事例も発生しております。地域の方々が手を合わせて子供たちを見守っていく取り組みが進んでまいりました。地域振興協議会ができ、地域の方々がこれらの課題について、自分たちのこととして考えることができたからこそ、より一層の活動効果が生まれているものと考えております。

次に、自主防災活動の意識の高まりについてでございます。昨年度、すべての協議会に防災コーディネーターを配置し、各集落に自主防災組織を設置していただくよう取り組みを進めていただいております。これにより、今後、災害や危機に対する予防及び啓発はもちろん、災害が発生した場合に主体的に活動できる集落ができると期待をいたしております。私たちは、平成12年に鳥取県西部地震を経験し、住民相互による助け合い、すなわち自主防災組織活動の重要性を痛

感したところでございます。町民の皆様自身による自主防災の取り組みも、地域振興協議会という活動母体があるからこそ、より地域の現状に即した活動の検討と展開ができるものと考えております。

さらに言いますと、特に火災などは、集落住民による初期消火も類焼を防ぐ上で大きな役割を担います。日中ですと、大半の方がお勤めに出られて、在宅の方は少ないことが多いのではないのでしょうか。そんなとき、ふだんからの訓練により、在宅の方が初期消火に当たれば、大きな被害となることを食いとめることもできます。このような、体制整備、訓練など、自分たちの地域は自分たちで守る自主防災の取り組みを、防災コーディネーターと集落が一緒になって進めております。

最後に、地域づくり活動に参加していただいている方の増加と意識の向上であります。これは、今まで地域に埋もれていたたくさんの優秀な方々が活動にかかわり始めてきていただいたということで、地域振興協議会が地域での人材発掘の機能を果たしているとも感じておるところであります。

以上、例を挙げますと切りがございませんけれども、振興協議会は、この3年間、地域特性に合わせてさまざまな活動を展開してこられました。そのことにより、希薄になりつつあったコミュニティ機能が修復の兆しを見せ、そして、そのコミュニティによる新たな助け合いが生まれ、さらに、新たな人材による地域活性化が取り組まれていることから、この取り組みは一定の成果を得ているものと確信をいたしております。地域振興協議会は、地域にあるさまざまな課題をいち早く解決していく住民主体の組織でありますので、今以上に住民の皆様にご認知していただけるように、町としても支援をしてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げ、議員の皆様にも、地域づくりの一翼を担っていただきますようによろしくお願い申し上げます。

最後に、住宅改良助成制度を求めるということでございます。

南部町におきましては、平成12年度から始まった鳥取県障害者住宅改良助成事業により、障がいをお持ちの方に対する助成事業を実施してきたところですが、平成19年度から予算措置を行っておりません。これは、平成18年度から県の障害者住宅改良助成事業が市町村一括交付金になったことや、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業が創設されたことにより、その中で対応可能ではないかと判断し、予算措置を行わなかったものであります。現在の助成事業につきましては、その地域生活支援事業の日常生活用具給付事業の中で、居宅生活動作補助用具給付として実施しているところであり、事業の内容は、障がいのある方の移

動などを円滑にする用具で、例えばスロープ設置などのように、小規模な住宅改修を伴うものに限っております。支給対象者は、下肢体幹機能障害、または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する者であって、障害等級3級以上の方としております。特殊便器への取りかえをする場合は、上肢障害2級以上の方を対象とするなど、障がいをお持ちの方が居住環境を向上させることで、自宅において可能な限り自立した生活が送れるように、障害の内容に対応した支援を行うためのものであります。利用者負担は、所得区分により変わりますが、支給対象額20万円を上限として、原則1割の負担となっております。このような改修補助のほかにも、さまざまな支援を行っておりますので、御相談をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま、町長から答弁がありました地域振興協議会についての補足の説明をさせていただきます。

この事業の3年間の総費用について、1億3,604万8,000円の費用を要しておりますという説明がありましたが、この内訳について申し上げます。まず、国、県の補助金でございますが、2,104万7,000円であります。それから、既にありました費用を組み替えて、この振興協議会の交付金等にいたしましたものが5,170万円でございます。そして、新たに発生いたしましたものは6,329万8,000円となっております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、質問の順番で再質問していきますけれども、まず、西伯病院への一般財源からの繰り入れですね。私たちが発行いたしましたなんぶ民報について、町長もそのことについておっしゃいましたので、まず、町長が所信表明で言われました、県からの交付金、病院建設にかかわる起債の利子について、この県の交付要綱を普通に読みますと、私たちが発表いたしました、あの見解ということになるのが一般的だと考えてるんですよ。

といいますのは、根拠があるんですよ。3条の2項というのがお手元にあるでしょう、補助交付金要綱、これには、本補助金の額は、病院建設に当たり、町村が一般会計から病院会計へ繰り出しする額と地方債の利子償還額の2分の1を乗じて得た額を比較して、いずれかの少ない方の額以下とすると。これが3条の2なんですよ。先ほど、町長がおっしゃいましたね、一般財源の繰り出しがなくても、補助要綱から言えば何の問題も起きてないと。起きてないけん、いいのだという解釈は、この3条の2を読む限り成り立たないんですね。というのは、この要綱の読み方が、私たちの見解が一般的、普通の一般常識からいって、そういうふうを読むのが当たり前だというのが私の理由の1つ目です。

それで、もう一つあるんですよ。実際に、自治体病院に同じ要綱を使って一般財源を繰り出しながら県の補助を受けている例がほかにもあるんです。調査したんです。その具体的なところまでは言いませんけども、県のこの要綱を使って、実際に自治体が一般財源を負担して補助を受けている、こういう実態がある。県が認めたから何の問題もないのだという言い方はね、私は通用しないということをおきたいと思うんです。

それから、もう一つは、町長がおっしゃいました、今回の補助、きょうの説明では、ちょっと変わってきたんですよ。3月での説明では、県の交付金補助要綱で今まで自治体負担してこなかったと。町の支援を前提に、県から補助を受けていますと。だけど、実際には町は補助してこなかったっていうことを、このたびの一般財源の繰り入れの中でおっしゃいました。だけど、きょうはまた違った説明されたんですよ。金額の根拠としてそういう算定をしたと。だから、別にあれが理由ではなかった。だから、3月議会の説明ときょうの説明、ちょっと違ってきてるんですけども、私は、きょうの説明が正しいと思うんですよ。必要な額の根拠として、あれは言っただけの話だっていうことで、普通、理解したらそれでいいんだと思うんですけども、再度、その点について、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長、陶山でございます。

一般的に読む、読まないということは議員が考えられることで、私は、それはどういう判断もいいと思いますけど、私は、その県との間で疑義がない、要綱の読み方の判断として、県がそのように判断をしていることに対して、果たして、この町が、その読み方は違うんだということ、私どもが議論することが適切なかどうか。まず、鳥取県がどういうぐあいに判断しているのかというのを、やはり議員がきちんと解釈し、それで納得いかねければ、県との間で紛争っていうんですか、問題を起こされたらいいのではないかと。ですから、病院または町と議員を介して、県との間に何ら問題は起きてないというのを、私どもは言っているところでございます。

それから、同じく2番目の、県が認めたから通用しないという、その通用しないということが私は理解できない。県が認めたから通用しないというより、それは、これは県の補助要綱ですので、問題点があれば、これは県の方が解決される問題じゃないかというぐあいに私は思っています。

それから、3点目の、根拠で、町長が所信表明で言われたことですので、これについては、また町長の方が言われると思いますけれども、議員がこの要綱について言っておられますけど、私はこの要綱の中に町が負担する額だとか負担する比率だとか、そのような項目はどこにも出て

こないわけです、文字として。数字としても出てきません。2分の1を負担しろだとか、そういうことはないわけですね。ただ単に、県が負担する額が書いてあるわけですね。ですから、何ら、私はこの要綱の読み方の問題で問題はないというぐあいの考え方を今も持っておりますし、県との担当者の間でも、それでいいというぐあいに言っています。もし疑義があれば、やはり鳥取県の方に正していただきたいというぐあいに思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。根拠の問題であります。病院の方からしますと、大変厳しい経営状況ですから、多い方がいい。5億でも10億でも多い方がいいと思います。まあ、町の方は財政がそんなに豊かではありませんから、そんなに多くの余裕はないわけでありまして、一体全体どれだけ支援をしようかという考え方の中に、県の利子補給の額というものを参考にさせていただいたということで、それを繰り出しをする1つの根拠にしたということでございます。それは、もう3月議会の議案審議の中でも何度も話していることで、改めて言うことではないと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 県との間で、その要綱の読み方について、これ以上議論しても生産的でないのですね、この点は県との間で話し合うことが必要と考えれば、そういうふうにしたいと思っておりますけども、やはり、それでですね、私はね、町長がやっぱり正確な説明をされなかったんだと思うんですよ。金額を算定するのに、こういう考え方でやったんだということを明確に言われれば、それでよかったんですよ。総額で言うと、先ほども言いましたけども、2億円、過年度分で1億9,000万あたりでしたね。それで、その金額の目安として、こういう考え方で町は繰り出しを考えたという、本当に紛らわしい説明のされ方したと思うんですよ。そういう、きちんと西伯病院の経営について、今まで一般財源の繰り出しはしない方針でやってきた、けども、今の状況から考えると繰り出しの必要が生じた、その原因はこうだと、そういうことの中で、その金額をどういうふうを考えようとしたときに、こういう考え方でやったんだと、こういう筋道を踏んでいけば、おかしい話にもならなかった。私は、その要綱との関係で、町長はあの当時、要綱どおり、私が解釈したとおりのことを考えられとるのではないかというふうに思いました。そういうふうに思いました。町長は、本来すべき町負担をしてこなかったっていうふうに考えて、ああいう説明をされたのかなと、そういうふうに私は理解しましたし、そういうふうに考えると、いろんな矛盾が生じてくるからという問題提起させてもらったわけです。

そういう、きょうの説明でね、あれは積算の一つの考え方だったということであれば、それはそれで理解できますので、再度そういうことでいいのかどうか、じゃあ確認しておきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。3月議会の、いわゆる施政方針の中で、私もちょっと読み返ってみましたけれども、非常に簡単に言っておりますので、あるいは誤解を受けるということもあったのかもわかりません。もうちょっと詳しくきちんと所信表明で言えばよかったかもわかりませんが、その後の委員会審議で約1日もかけて委員会審議をされたと、私は伺っております。そのときに、非常に詳しく病院の方からも説明をして、こうですよということを、はっきり言いますと、くどいほど説明をしたというぐあいに聞いております。そういう説明をしてですね、大方の議員さん方は御理解をいただいて、当初予算に御賛同いただきました。

で、説明をしているのにですよ、新聞でああいう、「赤旗」で一方的な見解でばあっと流されたでしょ。私は、そういうことは控えていただかんといけんと。今、このようにやりとりをして、植田議員も理解をなさったと、大体わかったと、最初からそういうぐあいに言えばよかったということなんですけれども、そういうことを、経過の中で、また「赤旗」を出されるならば、これはこれでまたいいと思うわけなんですけれども、そういうことを抜きで、あのような広報を一方的に流して、住民の間に不安と混乱を巻き起こすということは、私としては納得がいかないわけでありまして。ですから、その「赤旗」のことが中心ではないわけなんですけれども、正しく理解をいただいて、いい広報をしていただきたいというように思うわけです。（「町長、赤旗だない、なんぶ民報」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、なんぶ民報でございます。なんぶ民報を出されたということでもあります。

それから、根拠の話ですけれども、多い方がいいというわけですから、一般会計から出すわけですから。多い方が病院は喜ばれますけれども、一定のその、何といいたいでしょうか、裏づけになるものが必要ではないかというように考えたわけです。で、県が利子補給をしている金額を根拠にして出したということでございますので、それも言ったような気がするわけなんですけれども、もし言ってなかったら今回そういうことで出させておいておるということを明らかにしておきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。静粛にしてください。4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員会で十分説明したっていうことをおっしゃったんですけども、それは事実と違うんですね。違います。なぜかと言いますと……（発言する者あり）県の交付金要綱の……。

○議長（石上 良夫君） 静粛にしてください。

○議員（4番 植田 均君） 県の交付金要綱の資料をもとにした説明、結局そこがいろいろ問

題になってたわけです。それで、委員会に提出されたのは、委員会の審査が終わった後です、これは間違いありません。それで、そういう十分説明したというのは事実と違います。交付金要綱による疑義があって、それについて十分。

それで、もう一つあるのは、最終日に委員会報告がありました。そのときに、私はあえて求めました。そのときになぜ答弁避けられたんでしょうか。私は、特に説明を許可されるべきだったと思うんですよ。委員長も民生の常任委員長も、こういうことが後に問題を引きずるようなことがあってはならんっていうふうにその場で解決すべき問題だったと思うんですよ。あえて私は答弁求めましたし、そういう経過があったということをおこななければなりませんし、それからね、なんぶ民報が間違ったことを言っているっていうふうにおっしゃいますけども、どこにもそういう間違いなどありません。ありません。いいですか、私は補助要綱の読み方の問題として見解を述べてます。それで、県に問いたださなければいけない今後の問題もありますし、それから町長の説明の問題で説明不足を指摘しています。これ全くね、うそとかいう問題の性質ではありません。そういう……（発言する者あり）いや、これがうそだということに……。

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。

○議員（４番 植田 均君） これがうそだというような内容ではありません。それは言っておきます。

それで……（発言する者あり）違います。この問題は、もう一つ病院のことについて、３月議会で病院に一般財源を繰り出すことになったんですけれども、町長はこの状態の説明の中で主には医師不足の問題を中心に上げておられますが、私はいろいろ病院建設時点からの問題があるというふうに考えております。といいますのは、病院建設時点で共産党の見解をその当時発表したものがありますけれども、精神科の建てかえは緊急を要することだが、一般病棟は築１８年であり、緊急に建てかえを要しない。５０億円もの総建設費をかけるわけですから、全面建てかえの方が安く上がるというようなその当時の説明があったようだけれども、それにはその論は通用しないと考えているという１番目の見解を発表してます。２つ目には、地域医療を担う西伯病院として多大な借金をして建設をする必要があるのか検討が不十分ではないかということも２番目に言っています。そして、３つ目には、医療環境、国のいろんな先ほども１０年間診療報酬が減ってきたっていうようなこともおっしゃいましたが、医療環境の悪化によって多大な借金の負担は病院経営を圧迫するもので、健全経営の方向とは逆行するものだっていうことを、会見地域の住民の理解っていうことも４つ目には上げてますけども、主にはこの３つの点で西伯病院の経営が、新たな西伯病院の建設計画の問題点として指摘をしてきたんですよ。

今現在、町長は起債総額で45億6,900万余りの起債をして、相当部分が今残ってるんですけども、この病院建設の共産党の指摘について今現在どのように考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、通告外の部分もありますので、十分な討論もできないと思いますので、その辺は了解していただきたいと思います。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず最初に、このなんぶ民報の書いてあることについてちょっと反論しておかなければいけません。あなたは、軽く言っておられますけれども、県にも町民にもうそを言っていたちゅうことを書いておられますよ。そして、町もこの申請をし、県には町から補助金を出したことにしていなければ、交付される補助金でないことは自明の理であるにもかかわらず云々かんぬん。それでうそをついておったということを書いてありますけれども、私はそんな気持ちは全くありません。そして、県に補助金の交付申請をし、審査を受け、そして補助金の交付を受け、それを一銭もたがわずに町から病院に繰り出しをしておるということでございまして、うそを言って行政を執行しておるというような考え方は全くありませんので、これは本当に謝罪と訂正をしていただきたいと思うわけです。間違いということは人間ですからありますけれども、うそを言ったというようなこういうことは絶対に控えていただきたい、そういう考えで行政をやっているわけではないということをはっきり申し上げておきたいと思います。町民の皆さんにもぜひそういうことを御理解いただきたい。

それから、質問でございますけれども、西伯病院に多額な借金をして新しく建設をさせていただきました。先ほどおっしゃったこともよくわかります。精神科については、特に人権問題が指摘されるほどの劣悪な療養環境になっておりまして、これを一刻も早く、猶予がなかったわけがあります。ただ、西伯病院ができてから改築に次ぐ改築で、御存じだったと思いますけれども、廊下などは段差がついたり、継ぎ普請でございますから、段差がついたり、非常に改築の限界といったものもあったというように思います。それから、天井が低いというようなことで、精神科あたり圧迫感があるんだというようなことや、いろんな課題があったわけでありまして。その当時、全面改築をせんでも一部建てかえでええだないかという御意見もありました。しかし、全面的な改築に踏み切ったわけでありまして。

私は、結果として、あの時期にやっておかなければ、きっとできていなかったのではないかと、いうように思っております。

その後の医療取り巻く環境といったものを見ても、もう年々に医師不足で、そして診療報酬の改定がなされませんので、診療報酬はどんどん下がっていくというような中で、とつても

病院を新しくしようというような、全面改築しようというようなことにはならなかったのではないかと考えているわけです。幸いに、先ほどの県の利子補給といった補助金制度もありますし、ある意味でいいラストチャンスといいたいでしょうか、いい時期にやったというように思っております。何としてもこの病院を町民の皆さん方に御利用いただいて、本当に健康や福祉や医療や、そういう部分で役立てていただいて、いい町に生まれたなと、いい町に来たなというぐあいには言わせていただくように、病院としては頑張っていたかんといけんということでもあります。

我々は、絶えずそういう病院の経営状況に注目して注意を払いながら、一般会計としてできる支援はしていかなければいけんというように思っているわけでありまして。御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） なんぶ民報について町長はいろいろおっしゃいましたけど、私は説明不足が否めませんということを前提にこういうことを書いております。

私は、きちんと疑問に答える姿勢、この前の3月議会の最終日、繰り返しになりますけどもね、きちんとこういうことを言ってきたんですよ。それに答えずに、私は補助要綱の読み方については、全く問題があるということを言っておりますので、今後、県ともいろいろその点では正していく問題が出てくると思います。

それで、次に進みます。（発言する者あり）うそではありません。

まず、地域振興区の予算、税金の総額なんですけども、再度数字を、もう一度最初の答弁の数字を確認、早口で書きとめられなかったんでお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど補足説明をいたしたものを再度繰り返します。3年間の総費用、1億3,604万7,000円、これの、失礼しました。訂正します。1億3,604万8,000円、これの内訳でございますが、国、県の補助2,104万8,000円。（発言する者あり）失礼しました。

○議長（石上 良夫君） 確認してから発言してください。

○企画政策課長（長尾 健治君） はい。国、県の補助、2,104万7,000円。既にあった予算を振りかえたもの、5,170万1,000円。新規で発生したもの、6,329万9,000円。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は単純に考えて、会長、副会長報酬、それから地域振興区支援

交付金、それが主なものだと思うんですけども、それ以外に事務所の設置費用だとか、軽バンの購入費用だとか、いろいろありましたね。そういうものを単純に拾っていく方が住民の方にとっては一番わかりやすいと思うんですけども、そういう拾い方されておられませんか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま議員がおっしゃったとおりのやり方しております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、そうしますと、地域振興区支援交付金の22年度予算も含めて総額が1億1,599万2,620円、それから会長、副会長報酬が4,039万9,404円ってというような数字で、これを合計しますと1億5,639万2,024円になる。それでこれはこれだけです。それで、それ以外にもろもろの経費もかかってますけども、そういうのは、私が今言った数字は間違いですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま私が申しあげました金額は、平成21年までの3年間の金額でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、費用の確認をしたいと思っておりますけども、19年と20年の町職員の給与については、既に資料をいただいておりますので、これまでも発表しておりますので、19年度が1億3,702万5,625円、それから20年度が1億2,502万1,537円というような数字を公文書としていただいております。それで、21年と22年度分については、人員の変化があったりなかったりですけども、その点はわかりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 町職員の人件費については算入しておりません。これは、企画政策課の職員でございますので、企画政策課所管の業務ばかりではなくて、町の所管しますさまざま業務に従事しておりますので、協議会の費用には算定しておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 算定するとかしないとかじゃなくて、21年が12人支援員としておられます、はずですね。それから、22年度が7人ですか、この方々の給与費についてわかりませんか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど申しましたようなこと
でございますので、手元に資料は持ち合わせておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの町長の成果の答弁の中で防災コーディネーターの成果も
言われました。防災コーディネーターの関係の予算についてどの程度支出しているかお教え願
いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 植田議員に申し上げますけど、質問要旨にそういうような数字的なこと
を聞きたければ事前に要旨に入れとくということを基本にして考えていただきたいと思いま
す。議会がまた紛糾するもとでありますので、御注意したいと、お願いしたいと思いま
す。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。防災コーディネーターにつしまし
ては、その費用はすべて補助金でございます。21年度からの事業でございますが、その実績
は1,369万6,000円であります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 大体数字が出てきたんですけど、この税金投入について妥当な
ものかどうかというのは町民の皆さんが判断されることですから、今後私は十分に検証を、住民
の皆さんと一緒に検証していく必要があるだろうと思っております。きょうはこの問題につ
いては、ちょっと質問通告が具体性を欠いたので申しわけなかったんですけども、私は事務局で
この質問通告をするときに人件費もってということでは申しわけなかったんですけども、ち
ょっともう少し具体的に質問通告すればきちんとした回答をいただけたらと思うござい
ます。この点はまた深めていきますので、次の質問に移ります。

先ほど障害者住宅改良制度について、19年度から県の交付金という制度が変更になったとい
うことで、18年度までは障害者住宅改良制度で予算があったんですけども、その県の交付金
制度の変更によってなぜこの施策が南部町でできないのかということなんです。その点、もう少
し丁寧に説明いただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。19年度ではなく、18年度で
ございます。18年度から県のそういう助成事業が市町村の一括交付金ということに変更になり
ました。それからまた、18年の10月から障がい者の自立支援法に基づく地域生活支援事業が創
設されたということもございまして、こちらの方で対応が可能ではないかということで、この制

度を取りやめたというようなことでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町のホームページを開いてみますと、障害者住宅改良制度というのが記載がありまして、窓口で御相談くださいと、こういう広報がされておりますね。私に相談された方が、よその町があって、何で南部町で利用できないのかっていうことを言っておられます。ぜひやってほしいということなんですけども、そのことについての姿勢といいますか、町長の今後やっていく方向で検討するとか、そういう答弁はないでしょうかということですよ。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。ホームページの件につきましては、この場をおかりしましてお断りを申し上げなければならない点がございます。現在、ホームページに掲載しておりますものは、自立支援法ができます前の支援費制度の制度が載っておりまして、これを更新をしていなかったということで、大変混乱をさせてしまったということで、この場をおかりしましておわびを申し上げたいと思います。

この制度でございますけれども、現在は住宅改修そのものではなく、移動にかかる材料費等が中心になった支援を行っているものでございまして、このほかにもさまざまな自動車の改良とか、そういう助成もそろっておりますので、そういう面については御相談をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この県の市町村交付金という制度の変更ですけども、これには32のメニューがありますね。この中で9番目に上がっております障がい者または高齢者が、自宅において自立した生活を送るために居住環境の整備に対する助成に要する経費というこの項目を町が計画を立てて、県にこういう計画だから交付金の算定に入れてほしいと言えらるる制度ということで間違いはないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。そのとおりでございます。30幾つかのメニューがございますけれども、その事業をしてほかのたくさんの事業の方、合計をいたしますと、その上限になった場合に、全部一般財源の持ち出しになるというのではないかとということから、自立支援法の方で対応できるのではないかとというふうにそのときは判断したものでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 鳥取県の交付金条例施行規則というものの中で、第６条に市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は毎年度１月末までに次に掲げる事項を記載した市町村交付金申請書を知事に提出しなければならない。１として市町村交付金の所要額と、それから２として市町村交付金対象事業の事業ごとの内容及び事業費ということで、町はあらかじめ交付金を受ける計画をつくらなくても、実態があればその後の申請でできるんじゃないでしょうか。私の理解は間違ってますか。こういうことを窓口で相談に来られた、町としては今予算はないけども、メニューがあるので、それに対応させれば、その後申請でまた補正もできるし、対応できるという制度になってるんじゃないでしょうか。その点、そういう理解でいいのか悪いのかよろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。そういうことは可能であるのかどうかということは、ちょっと私の方は不案内でございますけれども、まずその前に町の方でそういうことをするかどうかという補助金の交付要綱を策定する必要があるのではないかなというふうに考えております。

私どももこういう制度の谷間と申しますか、こういう住宅改良助成そのものがこういうぐあいが生じたということにつきましては、議員さんから御指摘がございましてちょっと初めて、申しわけございませんが、気づいたというようなことでございまして、ちょっと今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 今の課長の答弁は、実施といういろいろ制度の谷間があって、住民の皆さんの要望に即した形で前向きに検討するというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。身体障がい者の関係のさまざま施策を振り返ってみますと、一番最初は措置制度ということで、税金の中から順番を決めて所得状況に応じて町の方で措置という言葉を使って一方的にやっておりました。その後、支援費制度というのができたわけですが、支援費制度は実は、理念はよかったかもわかりませんが、結果として国が財政に責任を持たんといひましょうか、大きな穴があいたわけでありまして、全国的に。支援費制度と時を同じくして県の方も要綱を変えてこのような補助金から交付金にというぐあいに変え、自立支援法に今度はおかわれてきました。自立支援法では、財源の裏づけがはっきりしておいて、それなりにいい法律ができたというように思いますし、それから自立支援法が一番よかったのは、精神病のですね、

これも障がいにも認めて知的、精神、それから身体と、この3つをカバーするような法律に変わったわけです。ですから、非常にそういう意味では画期的な法律ができたということですが、今またこの自立支援法もやめて総合福祉法をつくるんだというようなことで、もうとにかく物すごく変化をいたしております。

この制度についても、さっき申し上げたように、ちょっと制度の谷間で沈んでしまった部分があったなというように思っております。ですから、課長が言いましたように、個別具体的に御相談をしていただきまして、できるだけ対応して、前向きで対応していきたいというように思っております。

ただ、同じ住宅でも5級や6級では、これは補助対象になりません。1、2級というような重度なお方ということになっております。そういう制約はありますけれども、できるだけ前向きで拾っていくと。住民の皆さんの期待にこたえていくという方向で対応しますので、御相談いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、私は県のメニューの中でそれを入れればできるっていうことははっきりしてるんだと思うんですよ、県のメニューに町がそういう事業計画つくれば。ですから、それについて積極的に対応するっていう答弁なので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、私、先ほど障害者自立支援法について町長は大変いい制度ができたというようなお話だったんですけども、実際、障がい者団体の方は、これ障害者自立支援法の今の応益負担、サービスを利用するときに負担が生じるという問題について国と訴訟問題まで起きてるんですね。それで、一たん和解をしたものを、和解しかけたものを今いろいろ流動してますね。障がい者の方々から見れば、障害者自立支援法は大きな問題がある法律だったっていうことだと私は考えておりまして、それで最後に、町長は厚生労働省の障害者制度改革推進会議の総合福祉部会の委員っていいですか、理事でしたか、委員会のメンバーになっておられますよね。その会議の検討課題として障害者自立支援法の問題点を改善していく、障がい者の方々の問題提起を受けて、きちんと見直していくんだということが大きなテーマになってると思うんです。障がい者の皆さんの声を十分に聞いていただいて、そういう自立支援法の問題を積極的に正していくという役割を果たしていただきたいということを言って質問を終わりたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 以上で、4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時10分とします。

午後 2 時 4 9 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

1 3 番、亀尾共三君の質問を許します。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1 3 番の亀尾です。質問を議長から許可を得ましたので、これより質問に入ります。

質問に入る前に、実は一般質問の通告について1カ所訂正をしますので、よろしくお願ひします。一覧表の中で中小一貫教育の構想を聞くということで、質問要旨の最初の丸のところ「一貫校構想」と言っていますけども、これは校でなくて「一貫教育構想」というぐあいに訂正をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは質問に入ります。

まず、この場から3点の質問をいたします。質問の1つ目は、国民皆保険の中の1つであります国民健康保険税の引き下げを求めて質問いたします。命を守る目的の健康保険制度、その保険税の負担に多くの方が苦心をされているのが現状であります。1980年代半ば、国保加入者の多くは自営業、あるいは農林水産業などで働く、中には無職、内容は失業、それから年金生活者、そのような方が2割をちょっと超えた状況でありました。

しかし近年は、非正規雇用者と職場を失ったいわゆる無職の方、これが増加しており、各医療保険の中で著しく低所得者などが国保の加入者であります。国保加入者の平均所得は、90年代後半からは減る一方なのに、保険税は負担増をしております。国保税負担増の原因、それは国庫負担の減額であることは明らかであります。全国平均で国保会計に占める国庫負担の比率が約50%から25%へ半減し、1人当たり約4万円から8万円に倍加しているのが多くの自治体の中でありました。1984年、自民党政府が国保法を改悪し、医療費の45%だった一般被保険者への国庫負担を38.5%に減らし、そして全額国庫負担で賄っていました市町村の国保の事務費への支出も92年に段階的に減った中、とうとう全廃しました。低所得者の保険料軽減のためにも公費も全額国の負担だったものを84年当時の8割に減額して、その後、5割に下げ、さらに定率から定額への削減をした。今、このたびの議会で国民健康保険税条例の改定に伴い、加入世帯の新たな税の負担増が明らかになりました。国にもとの国庫負担に戻すこととあわせて、国保加入者への負担軽減は重要な課題であり、生活支援から1人1万円の保険料の引き下げを求める

ものであります。

2つ目に、3月議会で教育長は平成22年度の主要施策の一つとして、教育委員会の機能強化を上げられました。その目的として、学力向上対策、中小一貫教育を見据えたカリキュラムの統合、学校評価の一層の充実の3点を上げられています。その中の1点、中小一貫教育についてどのようなことかよくわからないのでお聞きするものであります。

1つは、一貫教育構想は小・中学校の現場から出たことなのかということであります。

そして2つ目は、小中一貫教育の内容について具体的な説明を求めるものであります。

3つ目は、3月議会の質問で地区内外の環境面で一定の改善が着実にあった、意識の面も一定レベル改善された、このように認識するが、目に見えない部分の教育、就労、産業などの面でお解決すべき課題がある、このような答弁がありました。このことから再度お聞きするものであります。同和予算の中で教育、就労、産業の未解決を具体的に数値で示しての答弁を再度求めるものであります。

以上、この場からの質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

まず、国保税の引き下げを求めるということについてでございます。国保税の算定基準となります保険給付費の動向について述べてみますと、平成21年度の給付費総額は8億4,400万円で、前年度比較をしますと3.37%の伸びとなりました。これは、平成19年度と20年度の比較においても同じような傾向にありまして、1人当たりの額は年々増加をしているところであります。

また、1人当たりの入院にかかる診療費は前年度に比べ98.7%と減少しておりますが、外来にかかる診療費が109%と増加している状況であります。

国保の運営状況でございますけれども、御承知のように、平成19年度の決算時には5,000万余りの繰越金が生じたので、社会情勢や国保被保険者の生活をかんがみてこの繰越金を減税のために充てるということで、税率改定を行ったものであります。この繰越金は単年度限りの国庫特別調整交付金や特別事情分などが交付されたことが要因でありました。

しかしながら、平成20年度に国保税の引き下げを行いましたものの、保険給付費が不足すると見込まれたために、翌21年度、昨年度でございますけれども、国保税の税率を据え置きまして3,000万円の基金の取り崩しを行うことで対応したところであります。

平成22年度、今年度でございますけれども、保険給付費が昨年度と同じ傾向で推移すると仮

定して検討しましたがけれども、現状では財源が不足すると見込まれたために、基金から3,100万円の補てんをした上で、保険税の徴収額を平成21年度の保険税額と同額とするようにしたわけであります。

わかりやすく国民健康保険税から介護分を除いた額を単純に被保険者数で割った税額で御説明をいたしますと、平成19年6万5,208円、平成20年6万2,986円、平成21年6万1,022円と1人当たりの税額は軽減されていることがおわかりいただけると思います。

今年度については、基金からの繰り入れをしなかった場合、1人当たりの国保税として7万1,371円が必要となりますので、急激な保険税の変動を避けるために3,100万円を基金から繰り入れた上で、税率の改定を行うことにしました。その結果、昨年度と同額の1人平均6万1,000円余りとなり、税率改定を行うわけではありますが、結局1万円の保険料の引き下げを行ったことになるのではないかと考えております。

基金についてであります。本年度基金を取り崩した場合の基金残高は、約1億2,200万円となりまして、合併時の平成16年度の2億3,000万円に対しまして、約半額まで減少してきている状況であります。

また、議員も御承知のことですが、基金につきましては国保税の著しい変動を避け、予測外の支出に対応するために積み立てているわけでありまして。現在、基金の積み立てについての厚生労働省の通知は、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模などに応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこととあるように、明確な数値は示されておりませんが、国民健康保険の安定的な運営を行うために基金の取り崩しにつきましては、慎重に対応したいと考えております。

議員のおっしゃる1万円の引き下げでございますが、21年度国保税の他市町村の状況を聞くところによりますと、決して本町が高いわけではございません。逆に安い方であると認識をいたしております。どこを基準として1人1万円の引き下げを行うのかということもあります。

先ほどから御説明をしておりますように、平成21年度被保険者が平均3,000人であることから、単純に約3,000万円が必要となります。今年度既に3,100万円の基金取り崩しを予定している状況でありまして、ここからさらに基金を取り崩して国保税を1万円引き下げるといことは、現在の加入者は喜ばれるかもわかりませんが、一方では、子供や孫にツケ回しをするだけで、保険者として責任ある対応ではないと、このように思っております。

医療の高度化が進む中で、だれもが安心して治療が受けられる国民皆保険の制度を維持するためにも、今後とも住民負担の軽減を図りながら、単年度だけを考えるのではなくて、長期的な視

野に立った安定した国保運営をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

小中一貫教育構想については、これは教育長の方から御答弁を申し上げます。

同和対策についてでございます。教育、就労、産業の未解決を具体的に数値で示して答弁を求めるといってございますので、具体的にお答えを申し上げます。

現時点での同和地区の実態についての数値は、平成17年に鳥取県が行いました同和地区実態把握等調査が直近の調査であります。この調査をベースとしながらお答えしてまいります。

まず、教育についてであります。これまで最も重要視されてきたのは、同和地区生徒の高校進学率と大学などへの進学率であります。このうち高校への進学率は、県平均とほぼ同レベルとなってきました。これは長年にわたる学校での同和教育の取り組みや地区学習会、部落差別を許さない隣保館や文化会館活動の取り組み、奨学金制度などの諸施策が一定の成果につながったことを物語っていると思います。しかしながら、高校卒業後の大学並びに専門学校などへの進学率は、依然として伸び悩んでいる現状にあります。平成16年度に県教育委員会が調査しました高校卒業者の進学率を見ますと、県全体が39.9%であるのに対しまして県内の同和地区では28.8%にとどまりまして、10ポイント以上の格差が生じております。

本町の場合、単年度で比較しますと実数が少な過ぎるため正確な比較にはなりませんので、冒頭申し上げました平成17年の調査を見ますと、同和地区住民432名のうち、短大、大学へ進学した人はわずかに23名、5.3%であります。また、本町同和地区の65歳以上の方で大学などへ進学した人は皆無、高校への進学率は10%以下という結果が出ています。さらに40歳から64歳までの人では、高校進学率は46%にとどまり、大学、短大はわずかに8%しかありません。

こうした実態について、全国各地の同和地区実態調査にかかわってこられた近畿大学の奥田均教授はその著書の中で、親世代の進学率の低さが子供たちの学習環境や進学意欲に大きく影響しているという趣旨のことを指摘をされております。また、この調査の分析に携われた鳥取大学の國歳眞臣名誉教授は、親世代の就労の状況とのかかわりを強く指摘されております。つまり、親世代が高等教育を受けられず安定した就労が確保できない限り、子供世代の進学も困難になり、悪循環が生ずると述べられております。

つまり私たちは、就労対策を個別の課題としてとらえると同時に、教育課題とも深くかかわっていることを認識して学ばなければなりません。

次に、就労の状況についてお答えします。平成14年就業構造基本調査から同和地区の有業者

の就労形態を見てみますと、定雇いが南部町内の同和地区では59.9%、県内の地区では55.6%、県全体では64.3%となっております。また、臨時雇いは町内同和地区が17.7%、県内地区は13.6%、県全体では8.5%となっております。さらに日雇いは、町内同和地区で4.3%、県内地区は7.5%、県全体は2.5%という数値であります。こうしたことから同和地区では、定雇いが少なく臨時や日雇いといった不安定就労が多いという結果が明らかであります。

さらに町内同和地区を詳しく見てみますと、30歳代から50歳代のいわゆる一家の大黒柱と言われる年代層において、臨時、日雇いの人19%にも及ぶという結果が見られます。

また、給与形態では町内同和地区では、月給報酬が56.3%であり、日給月給が24.2%、日給は6.3%、時間給は12.1%となっています。有業者の年間収入は300万未満の人が町内同和地区で62.7%、県内の地区で68.9%、県全体では60.6%となっておりまして、300万円以上は町内同和地区で24.1%、県内地区で22.5%、県全体では38.6%であります。同和地区は300万円未満が多くて、それ以上が少ないということが出来ます。

次に、同和地区の産業の実態についてお答えします。町内同和地区の産業の特徴は、建設業や製造業が多く、この2業種で有業者の約40%を占めております。男女別に見てみますと、建設業は男性有業者の25%を占め、製造業は女性が25%を占めています。これは県内地区とも同じ状況ですが、県全体の産業分類と比較してみますと、県全体では第3次産業従事者が多くなってきているのに対して、同和地区は第2次産業が多くなっているという状況にあります。

この調査を分析した鳥大の國歳教授らは、県内同和地区について産業分類と従業員規模、さらに現在の職についたきっかけのデータのクロス集計を試みております。その結果、建設業について見ますと、知人の紹介や親、親戚の紹介が高く、地区外の人が就労しない地区内の人が経営する建設業者に就職している。しかもこれは教育の課題とも関連していると述べておられます。

このような同和地区内の産業の偏りは、明治以来の部落差別によって主要な生産関係から排除されてきた結果であり、決して同和地区住民の皆さんの怠慢に起因するものではないということを私たちは学ばなければならないと思います。また、このような職業の偏りが同和地区に対する予断と偏見をもたらしていることも事実であります。こうしたことから、職業に対する予断や偏見を払拭すると同時に、同和地区に対する就労対策、公正採用などの施策を継続的に行っていくなければならない現状に残念ながらまだあるんだという認識をいたしております。

以上、お尋ねの教育、就労、産業における未解決の問題について述べましたけれども、冒頭に申し上げましたように、こうしたデータは主に平成17年度の調査をもとにしております。議員

もよく御承知のように、現状は世界規模での経済不況や国家財政の危機的状況の中でお示したデータが改善しているとは考えにくく、新たな課題も出てきているのではないかと危惧をいたしております。

したがって、これらの問題についての今日的、継続的な対策が必要であると考えております。さらに、人権同和教育、人権啓発の課題としてこのような実態を正しくお伝えし、町民の皆さんにこの問題を認識していただくとともに、部落差別を初め、あらゆる差別の解消に向けて今後とも町長として先頭に立って努力をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 小中一貫教育についてお答えをいたします。一貫教育構想は、小・中学校の現場からの必要性から出たことかとお尋ねでございます。一貫校と一貫教育の違いにつきましては、先ほど同僚議員さんにお答えをしたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

現場からの必要性から出たことかということではありますが、児童生徒の実態を踏まえ、その課題解決のために既に現場では具体的な小中連携に取り組んでいるわけでもあります。圧倒的に多くの教職員が小中連携をさらに発展させながら、小中一貫教育に移行していくことの必要性を大変強く感じていることと私は認識をいたしております。

このことの必要性については、校長からもその旨の意向も伺っておりますので、御心配はされなくてもいいのではないかと考えております。

次に、小中一貫教育の内容について具体的な説明を求めるというお尋ねであります。このことにつきましても、先ほど同僚議員のさんの御質問にお答えをしたとおりでございます。具体的な方向性やスケジュール等につきましては、各学校と協議しながら今年度より教育委員会事務局に配置いたしました学校教育専門員を中心に保護者会や地域共同学校運営協議会の御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたが、深めるために再度お聞きしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、国保のこの件について聞くんですけども、議会初日、きのうですね、私もいろいろ質疑しようと思ったんですけども、税条例の改正は私の所轄の範疇ではないということでお聞きできなかったのも重複して聞く部分がありますけども、よろしくお願いいたします。

まず最初に、被保険者の数とそれから被保険者の中で年金生活者というのが一体どれぐらい、何人おられるのかということ。それから3つ目として、滞納額の動向ですね、いわゆる滞納が金額がふえてるのかどうなのか、あるいはその件数がふえてるのか減ってるのかということ。まずこの点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの御質問にお答えをいたします。

まず、被保険者数でございますが、平成22年5月末現在で3,010人でございます。

それから、2番目の年金生活者数については、今年度はまだ掌握しておりませんので、平成22年度の世帯数でお答えをいたしますが、415世帯でございます。

それから3番目に、滞納額と滞納世帯数と動向でございますが、平成21年度の現年分が1,583万280円でございます。件数は150世帯でございます。それから過年度分が4,677万1,875円で、185世帯でございます。滞納額の合計が6,260万2,155円でございます。昨年度より減少をしております。件数についても昨年度より減少をしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 本町では、以前から何回もお聞きしておりますが、いわゆる短期保険証の発行が、これもいろいろ動きがあると思うんですけども、課長には伝えてるんですけども、5日の時点、きょうはといっても無理ですけど、課長が調べられた段階の件数をお聞きしますのでよろしくお願いします。

それであわせて、この短期保険証の発行の動向ですね、いわゆるふえつつあるのか減りつつあるのか、このことについてもお聞きしますのでよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。短期保険証の発行数と動向でございますが、平成20年8月1日現在で104件、それから平成21年の8月1日現在101件でございます。最近では平成22年の5月1日現在で82件ということで、減ってきている、減少しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この短期保険証の発行のことなんですけども、以前は短期保険証はなるだけ発行したくないんだけれども、いわゆる税が滞ってる方にいろいろ御相談ですね、来て事情をお聞かせくださいとか言っても、来られたら分納とかそういう処置をしてできるだけそ

ういうことで発行したいということだったですけども、ただ全く対応に応じられないという方があるということで、そのことについては非常に困っているという状況があったんですが、今も滞納者の世帯の中で連絡がつかない、面接というんですか、面談ができないというのがあるでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 滞納の中で連絡がとれないかという御質問でございますが、行方不明、あるいは転出された方と連絡がとれない世帯もございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 恐らく行方不明の方は医者にかかる時期があるかどうかそれはわかりませんが、よく資格証明書というのが幸いにも努力されて、これがゼロだというぐあいに私も認識してはるんですけども、恐らく行方が一時的にわからなかった方が面談に応じられるということがあれば、十分相談に乗って、最終的にはまだ判断はわかりませんが、資格証明書の発行というものをできるだけ抑えてというのは、全国であるのは資格証明書のために窓口負担ができないので医者に行くことができなかった、それが手おくれでとうい命を落とされたりという人があるんですけども、そういうところで行政としての根本的な考え方としては、行方不明で連絡がとれなかったけど、来られた方について今の状況ではなかなか払える状況ではないけども、できるだけ何かの手だてで資格証明書の発行は控えるということはどうでしょうか。その点についてお聞きするんですけども。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 短期保険証につきましては、御相談に応じながら対応していきますので、あるいは分納の制度もございますので、そういった制度を御活用いただきまして保険証の発行に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） できるだけ資格証明書の発行だけを何とかいろいろな知恵を絞って出さないような今の状況、短期保険証ですね、最悪でも短期保険証の発行で医療が続けられるような状況にさせていただくことをよろしく申し上げます。

そこで、このたびの税率を引き上げの理由なんですけども、これについてはまず大まかなこと考え方をどういうことからだったのでしょうかということを、先ほど町長の答弁にもあったんですが、再度、というのはどういうことかといいますと、先ほども最初その壇上で基本的な質問を述べたんですけども、不況の中で所得が減っているというのが現状だと思うんです。私の年代

の方ですけどね、からちょっと前の方なんかはほとんどが減ってるという状況なんですよ。そういう中で、税率が引き上がったことは、税率を上げなかったら今までの率からいくと下がるんだけれども、結局税率が改正されたということになると、負担がその分ふえてくるということなんです。つまり、所得は上がってないのに金額が上がるということは、それだけ負担がふえるということになるんですよ。

そういう中で、税率の引き上げの理由というのは、医療給付費の問題だということなんですけども、1つ先ほどだったですね、試算をすると基金の繰り入れが3,100万円でも、それでも去年と私比べてみますと、去年は1人当たりになると5万9,828円だったものがことしは、平均ですよ、6万1,022円、差額が1,194円になるわけなんですよ。1人ですから、例えば3人4人の家族になるとそれだけ負担がふえるということなんですけども、そこの辺の、再度、どういうことなのかということをもうちょっと教えてほしいというぐあいに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。まず、率の改定ということで運協の方に御提案申し上げた内容を御説明してかえささせていただければなというふうに思います。

基本的な考え方といたしまして、どの程度の税を賦課をすれば国保の運営が可能なのかということの基本において計算をいたしましたところ、先ほど議員さんからございましたように、1人当たり医療分と後期分を合わせますと7万1,000円程度必要であるという試算をしたわけでございます。

そういたしますと、21年度が6万1,000円ばかりでございますので、1万円の税率のアップということになります。こういう急激な税率の変更というものは、国保の運営上全く好ましくございませんので、では、幾ら基金を投入をするかということで運営協議会の方には案の1と2ということで、基金を3,100万円と3,430万円投入した場合、どれくらいな御負担をいただける額になるのかなということで試算をさせていただき、提案をさせていただいたところでございます。

1案としまして、3,100万円の基金取り崩しを行いました場合には、1人当たり6万1,000円程度、それから3,430万円を取り崩しました場合が5万9,000円ばかりということになりまして、所得も下がっているわけではございますけれども、1人当たりの額が値下げという格好になるわけでございます。

300万円の違いではないかというふうに議員さんも先ほどおっしゃいましたけれども、実際のところは表面的にはそうでございますけれども、今年度の運営状況を予測しましたときに果たしてこれで済むのかなという懸念も保険者として持つわけでございます。ということで、大変こういう社会情勢の中、申しわけないというところでございますけれども、昨年度と同額の税を集めさせていただこうということで、税率の改定をお願いしたものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） きのうの質疑の中では、3,100万円の基金の繰り入れで当初見込みますということだったんですけども、診療報酬の改定がありますので、それを見込むとさらに基金の繰り入れということが起こると思われるので、予測されるということだったんですよ。そこで、今の段階ではなかなか難しいと思うんですけども、これまでの診療の度合いから見れば、どのぐらいが今の基金の繰り入れから上乗せが必要だと想像されるんでしょうか。わかりませんか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。これまでの伸びを見ましても若干不足するのではないかなというふうに考えるわけですが、医療費と申しますのは、御承知ではございますけれども、その年その年によりまして大変変動するものでございます。これまでも不足して基金を取り崩さなければならないのではないかといいながらも、何千万も不用額と申しますか、黒字を計上したこともございますし、余って基金に入れなければならないのではないかなというふうに考えましたときにも、実際には基金に積み立てることができなかったというようなものでございます。0.2%の伸びということでございますけれども、診療報酬の改定が0.2%の伸びということでございますけれども、結局は3%、4%ぐらいにはなるのではないかなというふうに考えているところです。ちょっと金額的なものは試算がしにくい面もございまして、そういう懸念をしているということで御了解をいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 突然の質問だったので戸惑ったと思うんですけど、確かに予測というのは難しい状況だということは過年度の決算から見るとよくわかることなんですけど、ただ参

考のためにちょっと聞いてみたんです。

そこで、私は運協の資料を見ますと、ここにいろいろモデルというんですか、載ってるわけなんですよ。それで、このナンバー2の一覧を見ますんですが、実はナンバー2見ますと、年齢が40から65歳未満の御夫婦で子供が2人あるということで、年所得が200万、そして固定資産税が12万6,000円あるということで、このたびの税の改正によって一体国保の賦課がどれぐらいかかるかといいますと、あったのは、34万、年額ですね、34万700円ということなんです。それで、これに税で固定資産税を入れますと、合計で46万6,700円になるんですね。そうすると所得の200万から引きますと、この時点で手元に残るのが153万3,300円なんですね。これだけで事済むんだったらいいんですけども、40歳から65歳未満となりますから2人が年金掛金をされる年齢かどうかわかりませんが、40歳代からですから1人は確実ですね、御夫婦の中で国民年金をかけなければならないということが起こると思うんですよ。

そこで、確認なんですけど、私が国民年金の掛金を調べたところ、言いますが、もし間違っていたら指摘をください。私が調べたところでは、年金の月額が1,万5,100円。1人当たり年額が18万1,200円になると思うんですが、これで間違いないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。年金の額は先ほど議員がおっしゃいましたように、月額1万5,100円、年額で18万1,200円でございます。付加保険料をつけられますと、月額あと400円プラスになります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうしますと、これ御夫婦の中で1人がこれを払いますと、あれですね、153万3,300円の中からまた18万1,200円が出ていくということですね。そうすると運協の資料では、1人当たりの国保の負担が8万5,175円になるんですよ。そうすると、そのほかに住民税、それから公共料金、上下水道費、光熱費、このようなことがかかってくるわけなんです。そうすると、本当に手元に残るのは、まだまだ減ってくるということなんです。それだけではなしに、食料も要りますし、医療費だって要るし、交通費だって要るでしょうし、そうすると町長、この本当に低くなるんですけどね、実際これを想定されるとどう思われますか、生活状況。お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。そのような計算の仕方をされれば、なかなか厳しいものがあるな

と聞いておりました。国保の税を引き下げるという大きな目標があるわけですから、あらゆる分野からそのように検討なさって追及を受けるということは、これはこれで結構なことなんですけれども、結局そういう問題を国保の問題だけで解決をしようと思うと、これは必ず行き詰まります。きっとそういう問題でばかり分野から切り込んでみても届かんというように思います。やっぱりトータルの社会保障制度というようなものもセットで考えていかないと、これを国保の制度の中ですべて解決していこうというようなことは到底できる話ではないわけでありまして。そういう思いで聞かせていただいております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長からすれば、都合のいい数だけで拾い出したんじゃないかというぐあいと思われるかもしれませんね。

もう1点ね、この中で私がモデルでなくて私が実際、町内の方からどういう状況か聞いた分がありますので言っておきます。年所得が199万3000円で、御夫婦で60歳未満です。子供さんが3人おられて、まだいずれも小か中か高か聞かなかったですけども、子供さんが3人おられて、すべて在学中だそうです。国保税が、これ昨年ですよ、21年度の計算なんですけど、試算ですが、国保税が27万6,700円、固定資産税が5万6,100円、住民税が4,500円、合計で33万7,300円。国民年金が御夫婦で払っておられて、36万2,400円。残額が129万600円なんですよ。私ね、これ12カ月で割ってみたらね、10万7,550円なんですよ。非常に厳しい状況だと思うんですよ。それで、町長がトータルでやっぱり考えないといけないということなんです、社会保障全体。私、いつも言うように、国の国庫補助が出てきたらもっともっと改良されるんです。最初のスタート時点でね。国民皆保険のスタート時点のぐあいに直せばもっと市町村だって楽な運営ができるんですよ。ところがそれは国がやらないんで自治体の会議のときにそれぞれの首長さんや議長さんも言われておると思うんですけども、しかし国がそれをやらない限りは、それじゃ、国に引っ張り出せって言っても、お金を引っ張り出せって言っても、はい、わかりましたっていうわけにいきませんので、そうなんですけども。しかし、こういう苦しい、こういう不況の中は、行政が支援していくということになると、公共料金と、それから税法でね、あれですよ、支援をしていく以外ないわけなんですよ。

私は、それじゃあ何をするかということになると、いわゆるあれですね、上下水道代とかね、利用料あるでしょうけども、このたび国保税が上がったんで特に住民の皆さんから大変だとおっしゃるのが、国保税のことが出るもんですから、私はあえて国保税で下げて支援をしていただきたいということをしつこく何回も議会の中で取り上げているところなんですよ。

町長、もう一度なんですけどね、トータルで考えないといけないということはおっしゃるんだけれども、しかし、自治体としての暮らしを応援するためには、こういう公共料金と税の引き下げしかないんですよ。その点について、再度どうでしょう、お考えありませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。やっておらんのではなくて、ことしも3,000万円余の基金を取り崩して国保税の上昇を防いでおるといことでございますから、そういう努力もやっておるということをお承知おきいただきたいと思ひます。

結果、社会生活をしていく上で、南部町だけが特別に高くて住みにくい、払いにくいということではないのではないかと、やっぱりよその状況との比較もしてみる必要があると。鳥取県の西部では、きょう来ておられますけれども、日南町が一番安い、その次であります、南部町は下から2番目であります。安いわけであります。そういう状況をぜひ知っておいていただきたいというように思ひます。

それともう1点は、これはこの議場を通じて町民の皆さんにも知っておいていただきたいというように思ひますけれども、日本で一番高い保険料というのは秋田県の大潟村というところでございます、これが12万1,439円あります。一番安いところは、これは栗国村というんでしょうか、沖縄ですね。これが2万3,633円ということです。実に5.1倍の格差があるわけです。ここに一つの工夫がありはしないかというように思ひますね。それは、税は上げたくない、しかし医療費の払いはせんといけんということですから、やっぱり保健活動といましようか、予防活動といましようか、そういうことをしっかり取り組んでいけば、両方を満足することができるというように思ひますよ。いわゆる医療費を抑えて、結局国保税が安くて済むということになると思ひますから、私はぜひ特定健診や保健指導、保健師もたくさん雇用して、住民サービスに努めておりますから、町の方も積極的に呼びかけておりますから、ぜひそういう機会を利用して自分の健康を維持していただきたい、ひいてはそのことが保険税の増嵩を防ぐことになるというように思ひしております。

それと、これは余談ですけども、私は今、地域に出ていろいろ病院の問題なんかもお話をしております。その中で医療費のことを言っておりますが、我が国で1カ月で医療費が最高どれくらいかかっていると思ひますかという質問を投げかけます。1人に最高が6,400万円あります。年間ではございません。1カ月であります。1カ月1人6,400万円が日本の最高なんです。これだけのものをちゃんと払ってみんなのお金、共同事業なんかやって集めてお支払いをして保険で医療を提供する、そういう国保の制度を支えているわけです。ですから、非常にそうい

う意味では、恵まれた世界に冠たる国民皆保険制度だというように私は思っております。

こういうものもただ国から金集めりゃええだとか、国がもっと出せばええだというようなことだけでは、これは継続していきません。この制度を守っていくためには、一定の国保税という形での加入者の負担というものもお願いしなければ賄えないということでございます。そういうことも知っていただいて、ひとつ今の世代だけで終わってしまっただけではいけませんから、後へずっとこのいい制度をつないでいかなければいけませんので、基金もそれなりに持っておいて、万一の不要不急のときに対応ができるようにしておく必要があるというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 保険料の平均ですね、南部町が周辺から見ると高いか低いかわかることは、私も高くない、低い方だというぐあいに思っております。

ただ、保険料については、算出が所得の関係もございまして、そういうことを一概に所得と金額の負担でどうなのかということについても、もっと検証すべきことがあるんじゃないかというぐあいに、あるなというぐあいに私は思っているところです。

時間がわずかですので、国保については、ここで終わっておきます。

それで、次、教育のことで聞くんですけども、1つ、私がよく、同僚の秦議員からも午前中質問があったんですけど、よくわからない点がありますので、そこをお聞きしますのでよろしく申し上げます。

1つ、小中一貫教育ということで、想定されることなんですけども、ここで午前中言われたのはあれですね、小学校から中学校に移行するとき、いわゆる接続ですね、接続というか何というか、進学というか、そのときに大変な現実な状況があるということ。その要因は何だかということ、担任制から教科制にかわる、そして部活とかそういうもんがあって、それでそれが不登校の例もあるということ。これは、前回の議会で細田議員が町政のことしの課題について、質問の中で教育長の答弁であったわけなんですよ。

そこで、9年間を一般的にテストとして、1年生から4年生1期、5年生から中1が2期、中3の2、3ですか、これで途切れないようにカリキュラムを統合していくということなんですけど、このカリキュラムの統合ということは、どうなんですか、これは文科省の指導要領にのってそれぞれ決まってると思うんです。これが統合ということは、どういうことなのかということがわかりませんで、その点をお聞きするんですが。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。小学校でも中学校でもそれぞれの6年間、3年間のプログラム、いわゆるカリキュラムを組んで、1年生では何を教えよう、3年生はこんな教え、こうありますよね。現実問題は、小学校でつくられるときに中学校があることはわかるんですけども、基本的には小学校完結型でこれまで考えられてきてるわけです。中学校は中学校で完結型なんです。ちゃんと校長先生がおられまして、そこに教員がいるわけですよ。小中連携って言うんですけど、基本的な姿というのは独立をしてるんです、独立だと。その中でカリキュラムを組んで、そして今やっていることは、そのカリキュラムに大きな影響のない範囲で一緒に連携しましょうね、こんなイメージなんです、今は。

それで、最終的にどうなるのかわかりません。これから具体的に現場の方と詰めながら進めていくんですけども、仮に4、3、2か、こういういわゆる子供たちの現在の発達状況の中で一つのくりとして考えてカリキュラムを統合しようっていうことになれば、私の認識では特区申請をしてそういうことをやりますよっていう形になるだろうと思っています。ちょっとここそこは、私も十分にまだ細かい手続等については勉強していませんけれども、特区申請か何かをやって、手続をして国の方からお認めをいただくと、そういう形になるのでないのかなと、そんなぐあいに想定をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということは、今の答弁を見ると、何ていうんですか、特区申請をして、はい、これでいいですよというゴーサインが出ない限りは、それはなかなか難しいという認識なのかということ。それと、あわせてもう一つ、教員、いわゆる教職員の相互交流ということを言われてますね。私は教育部の教育課程も出てるわけでも、もちろん大学も出ておりませんが、わからんですが、私の想像では、例えば小学課程の免許というんですか、免許というか教育課程の、小学校課程の免許はあなたはいいですよと、中学校はいいですよということになってると思うんですよ。それで、相互交流ということになると、そういうことは制限される先生も出てくるんじゃないかと思うんですよ。その点についてどうなのか。

それともう一つ、3点目。一貫教育となれば、相互で交流されるのはいいんですけども、例えば限られた敷地の中に統合はしてないんだけど、もう本当に接近してる小学校と中学校がね、そしたら移動にも時間的にもかからんわけですけども、例えていうと、法勝寺中学校と西伯小学校、それから法勝寺中学校と会見小学校、また逆のケースもありますよね。ということになると、距離的なロスとか地域的な問題でかなり窮屈な面が起こるんじゃないかと思うんで、この3点についてどうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。3点でしたっけね……（発言する者あり）なるほどなるほど、はいはい。

私は、全国には先進事例たくさんあるわけですし、特区の許可が出るとか出んとかっていう心配は実はあんまりしていません。その準備ができて、きちっとこういうぐあいにして教育を進めていきますよっていうことであれば、それは出ると思っております。

問題は、先ほども言いましたように、それぞれが独立した学校なんです。そこにいる先生方もそういう経験の中で育ててきておられるんです。そのこのところをこうやっていくわけですから、多分ね、私も含めてなんですけれども、あるいは住民の皆さん方もっと驚かれるのかもしれないけれども、このことは非常に先生方の意識の中である意味で大変なことなんです。1年間お休みをしてする話でもないし、通常の勤務をしながらそういうところへ向かってカリキュラムを統合していくわけですから、相当な労力もかかってまいります。

ですから、同僚議員さんのときの御質問にもお答えしたかと思えますけれども、障害はなんでしょうかっていう話なんですけど、総論では先生方、賛成なんですよ、子供たちの実態を見たときに。ただ、それを具体的にほんなら1つずつカリキュラムを統合して、こんなぐあいにやっていきましょう、このときには中学校のこの何々先生が小学校の6年生の授業をするんですよ、あるいは逆がありますって、こういうものを通常の勤務時間の中で組んでいくわけですから、そのところが、いや、そげなことはできんと、こういう抵抗っていいでしょうかね、そういう意味での問題というのは、たくさん私はまだまだこれから出てくるんだろうというぐあいに思っていますので、はなから4・3・2というくりでいきますということではなくて、そういうものを念頭に置きながら、現場の声を聞きながら、課題の解決に向けた一貫の教育がどこのところからでき上がっていくのかというものを1つずつ積み上げながら進めてまいりたいというぐあいに思っているところでございます。

免許証のことは、多分そういう制約が一定のあるんだろうなと思っています。ちょっとこのところは十分私、勉強していませんので、多くが小中持っておられたいというところ、中と高のところ、また問題があると思うんですけど、小中、多くの先生が持っておられますので、その中でできる教員でやっていくということになろうかなと思っています。

もう1点ありましたね。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点は、距離的なことがあるんだけど、クリアするのなかなか大変じゃないかということ。

○教育長（永江多輝夫君） 枠組みとしては、中学校区という考え方をしています。だから、具体的に言いますと、法中と西伯小、南部中学校と会見小、あるいは第二小と、こういう枠の中でそこから連携をするということではなくて、中学校区ごとの一貫教育というものを考えていきたいというぐあいに思っています。失礼します。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もうあと1点ありますので、なかなか深めることができないですけども、今、教育長からの答弁を聞いておまして、総論は学校現場の先生もいだろうけども、個々に煮詰めていくとなかなかちょっとそれはという点が出るというぐあいに答弁として感じたんですよ。

私は、1つは余り無理があることは強引に進めるのはどうかなというぐあいに思っております。これは賛成とか反対じゃなくて、やるということについては、現状を変えるということは、保守的な考えかもしれませんがね、十分全国の先進例があるならば、研究されて進めないとかえってやったけどもだめだったということにならざるを得んと思うんです。

それと、教職員の立場からすると、1つの学校に赴任してきて教科、中学校の教科の先生としますわね、それが小学校に行かなきゃいけないというようにいろいろな準備もあると思うんです。そういうことで、過重負担とは言いませんけどね、新たなことになるということも想像できるんですよ。そういうことも十分やっぱり考慮せないけんということで、今の段階は、私としてはゴーかストップかということはありませんが、まだまだこれからも機会がありゃ質問をしたいと思えます。

次に進めます。ありますか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 現場に無理強いをしてする気は全くありません。そういうことを今まで言ったこともございません。

ただ、教職員の意識として、子供たちの実態を見てそういう方向に行かないけんという教育専門職としての方向が見えてるわけですよ。見えているものをどのように解決に向かって、それを私たち教育委員会は支えていくのか、それをどう力を出していただけるように段取りをしていくのか、こういうことをしようとしとるわけですよ。教育委員会が上から教員に向かってあげしなさいこげしなさい、そんな姿勢で考えているわけではありません。そのことをまず基本的な姿勢として御理解をいただきたい、そういうぐあいにまず1つは思っています。

過重負担の問題です。これは、教員が事務が多くて忙しいだとか、いろいろな論があります。

確かにたくさん仕事をしてる部分もあるんですけども、これは私は必ずしも教員だけが、世の中でようけ仕事をして遅くまでやってるんだと、私はそんなぐあいには思っていません。教員も、私、この間どっかの学校で言いましたけれど、仮にそういう現場の実態があるとするならば、学校の中でも皆さん方も少しでも子供たちと接する時間が確保ができるような工夫を、先生方一人一人もやってくださいよと。県がこんな調査やるからいけんだ、国がこんな調査やるからこれに答える、みんな周りが悪いような論が出てきとるんですけど、だけでもそういうところの部分について私たちが国や県に対して物を言っていきますけれども、学校の中でそういうことについては自分たちでやっぱり工夫はしてくださいということをこの間申し上げました。

過重負担という仮な話なんですけれども、やはり少しは頑張ってもらわないけん、そういう教員でなければ子供たちの実態や課題に目を背けて楽をするっていいまいしょうかね、ちょっと汗かこうという思いのない教員には、私はうちにおっていただく必要はないと思っています。子供たちの義務教育をきちっと保障してやる、そのために少々の苦勞はいとわん、そのくらいの教員と一緒に私は仕事をしたいと思えますし、そういう教員を育てたい、そんなぐあいには思っておりますので、いろんな角度からまた議員さんにも御指導いただきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 質問の中で過重負担というような適当な言葉がなかったんで言ったままで、別に断定するわけではありませんで、ただ忙しくなるなというぐあいに、こんな思いの中からね、つい過重負担と言ったんですが、それが適当でなかったらこれは改めますけど、そういう意味で言ったんで誤解のないようにということです。

それから次、同和のことの再質問なんですけども、先ほど町長から17年度のアンケートというのか調査に基づいてやられて、いろいろ教育の問題、就労の問題、産業の問題を言われたんですね。私は、今まで17年からすると今、22年にもう入りましたね、平成の。その状況からすると、かなりあれですね、行財政改革の政府のやり方の中で、就労についての不況、その中からお金が入らない、所得が低くなった状況から、一概に高校進学だとか、そういうことに今もあるのかなというぐあいに疑問が起こるんですよ。

そこで聞くんですけども、前回3月の一般質問で私が言ったんですけども、人権関係も含めて5年間で1億8,000万円のお金をつぎ込んだと。中で同和関係だけを抜き出してみると1億4,000万円なんですね。そのほかに加えていくと住宅新築資金のこと、それから固定資産税の減免とか合わせるとそうすると1億8,000万円を超えるような状況なんですよ。そういう

中でつぎ込まれたので、一体これがどれだけの役立ってるかということ、そのことなんですけども。それで、今回もそのことで予算も今年度もまたついてるんですけども、そういうことでどういう使われ方して、今までそれがどこに役に立っただろうか、5年間でそれだけのお金をつぎ込んだら成果はどうなったかということをお聞きしたいんですが、理由ですね。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。非常にばあっとしたお話をされますので、どこからどうかいつまんでお話をすればいいのかなというぐあいに思っていますけど、同和対策事業をざっくりとした今話だったんですけども、それはなぜやらなければならないのかというのがその前の前提にございましたですね、そういうことだと思うんですよね。何も理由がないところに手当てをしていくわけではございませんから、そういう手当てを一定の、結果としての数字っていうのは出てくるんだろうと思っていますけれども、手当てをしたわけでございます。個々の事案についてどうだろうかというところで論議していけば、整理つくんだろうと思っていますけれども、それで資金のことやほかのことも言われたわけですけども、それぞれに現実的に住宅の問題が改善されたり、道路の方が改善されたり、一定の成果は十分にあるというぐあいに思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、教育長から住宅資金のこととか、そういうことを言われたんですけども、まだそれが必要であるというぐあいに考えておられるんでしょうか。私は、今までこれをやったんで、それで効果あったと。だけどもまだこうだということがあるならいいけど、よくわからんです、私は、そういうことが。そこら辺をはっきりと根拠というか理由というか、それを聞かせてほしいんですよ。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。亀尾議員さんの質問の意図がちょっと私もわかりづらいところもあるんですけど、非常に雑駁なあれなので、これまで亀尾議員さんは教育の必要性っていうのはお話、御発言をされてきたと思います。同和教育を初め、あるいは他の差別に対する人権教育についても必要である、必要であるっていうことを御発言されてきたというように思っています。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、やはり差別が現実にあるという話と、それからさまざまな同和対策の取り組みというものは、私は個別に、別々に考える話じゃなくて、リンクをしているというぐあいにまず考えていますので、やはり部落差別に少し焦点を絞ってお話し

たしますけれども、差別意識があるという現実の中で、同和対策を云々かんぬんということは、もう少しやはり経過を見ながら判断をしていかないけんいうぐあいには思っておりますし、それからそういう面から申し上げますと、差別の形というものもいろいろ時代の中で変化をしてきているところもありますから、そういうことによって新たな課題も浮かび上がってきているのかもしれない。そのあたりのところをしっかりとやはり当事者である地区の皆さん方との意見交換や困っておられること、感じておられること、そんなことをしっかりキャッチボールをしながらそのことを皆さん方に、町民の皆さん方と共有をしながら、必要な施策を、同和対策も含めながら一緒になって進めていく、そういう現状にまだあるというぐあいには思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） なかなかこちらの言い分がよくわかってもらえないという点もあるんですけども、最後に1つだけ、最後に指摘しておきたいんですけども、教育で進学のことを言われましたね。私は進学率が悪いとか低いっていても、これはお金の問題もあるでしょうけども、本人が行きたくないという場合もあるんですよ。私ね、例えていうと、私ですよ。おやじが大学行くんだったら行きてもいいよ言ったけども、嫌だと言って行かなかったですよ。だから、一概に内容を確認めんと、大学に行きたい行きたいという気持ちがあったのが、これだけ低かったというんならわかるんだけど、そこら辺のことをやっぱり……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、時間が来ましたので、まとめてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということを一ポイントだけ指摘しておきますので、時間が来ましたのでこれで終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で、13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

来る21日は、定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さまでした。

午後4時30分散会
